
第2期 伊勢原市子ども・子育て支援事業計画 (令和2年度～令和6年度)

子ども一人一人の 健やかな成長と子育てを
みんなで支えるまち いせはら



©伊勢原市

令和2年4月
伊勢原市

目次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の背景と趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	3
4 計画の対象	3
5 計画策定体制と経過	4
第2章 子ども・子育てを取り巻く現状	5
1 人口・世帯の動向	5
2 女性の就業等の動向	7
3 人口動態	8
4 子育てに関するニーズ調査から見られる現状と課題	10
第3章 基本理念と施策の体系	16
1 基本理念	16
2 基本視点	16
3 施策の体系（施策の方向）	17
第4章 施策の展開	18
基本目標 1 仕事と子育ての両立を支援します	18
基本目標 2 子育ての不安や悩みを地域全体で支えます	24
基本目標 3 子どもが健やかに暮らし成長できる環境をつくれます	36
基本目標 4 専門的な支援や配慮が必要な子ども・家庭への取組を進めます	52
第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	61
1 教育・保育提供区域の設定	61
2 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込み推計の考え方	61
3 教育・保育の量の見込み及び確保方策	67
4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策	71
5 教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保	88
6 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保	88
第6章 計画の推進	89
資料編	90
1 策定経過	90
2 伊勢原市子ども・子育て会議条例	91
3 伊勢原市子ども・子育て会議委員名簿	93

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

(1) 国の子ども・子育て支援の動向

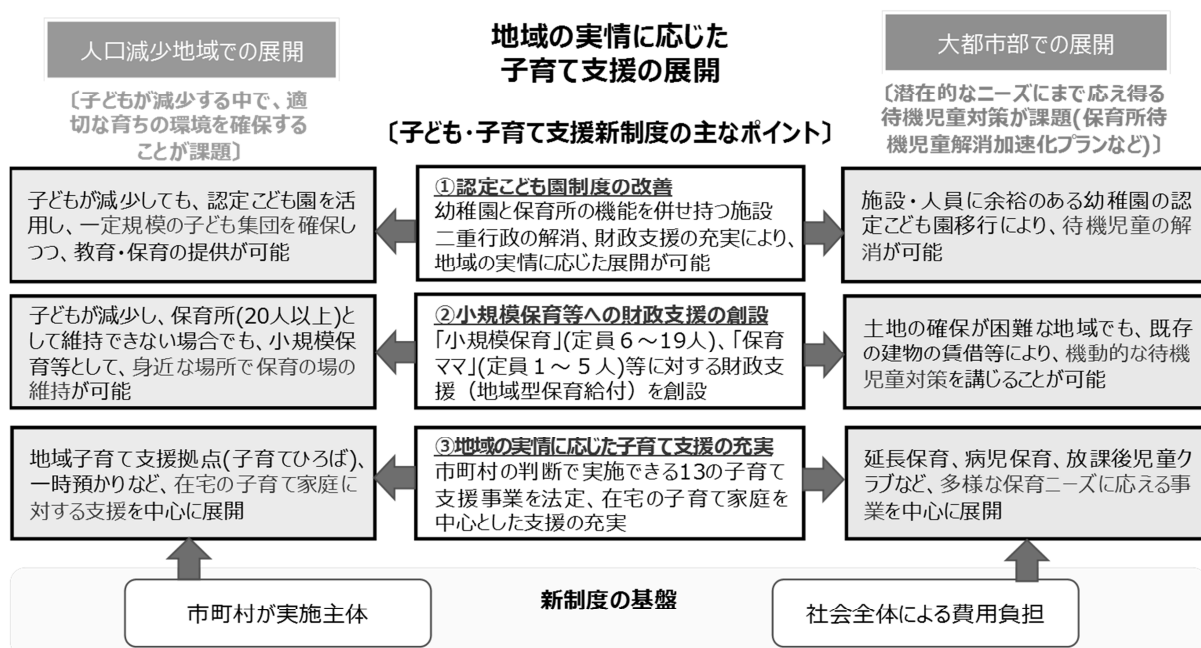
我が国では、急速な少子化の進行と子ども・子育て支援が質・量ともに不足している現状、子育て家庭における孤立感と負担感の増加とともに、都市部を中心に保育所等の待機児童が深刻な問題となっています。

このような状況を背景に、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正法」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の、いわゆる子ども・子育て関連3法が成立し、これら法律に基づく『子ども・子育て支援新制度』が平成27年4月から施行されました。

そして上記の法律に基づき、全国の市町村は、第1期の子ども・子育て支援事業計画を策定し、地域の実情に応じた『質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供』、『保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善』、『地域の子ども・子育て支援の充実』に取り組んできました。

さらに、第1期計画の策定後には、子ども・子育て支援法の改正や「ニッポン一億総活躍プラン」の閣議決定等を踏まえ、平成29年6月に国から「子育て安心プラン」が発表され、『待機児童の解消』、『女性の就業率の向上（M字カーブの解消）』、『保育の受け皿の拡大と質の確保、保育人材の確保』、『保護者への「寄り添う支援」の普及促進』といった方向性が打ち出されています。

子ども・子育て支援新制度の概要



出典：内閣府「子ども・子育て支援新制度の概要」

(2) 計画策定の趣旨

本市では、平成 17 年 4 月に施行された次世代育成支援対策推進法に基づき、平成 17 年度から平成 26 年度までを計画期間とする「伊勢原市次世代育成支援対策行動計画（いせはらっ子応援プラン）」を策定し、様々な子ども・子育て支援に関する取組を進めてきました。

また、平成 24 年の子ども・子育て関連 3 法の成立を受けて、第 1 期の「伊勢原市子ども・子育て支援事業計画」（計画期間：平成 27 年度～平成 31 年度）を策定し、就学前の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の需要に応じた提供体制の確保に努めてきたほか、「いせはらっ子応援プラン」から継承した施策を含めて、子ども・子育て支援に関する施策を総合的かつ計画的に実施してきました。

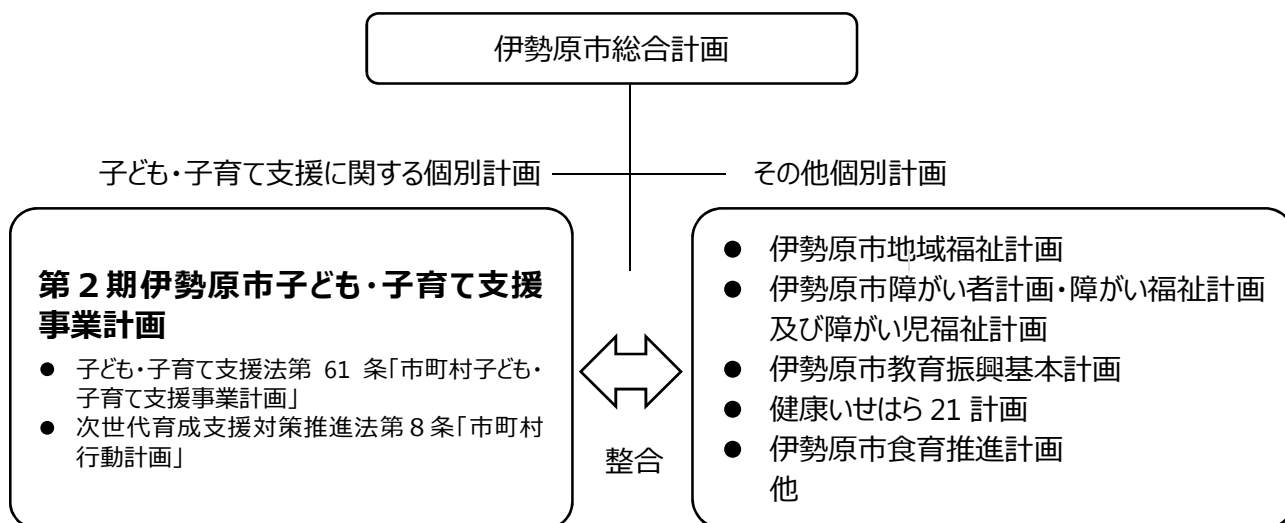
「第 2 期伊勢原市子ども・子育て支援事業計画」の策定にあたっては、第 1 期計画策定後の法制度の改正、ニッポン一億総活躍プラン、子育て安心プランの内容や方向性を踏まえ、さらなる少子化の進行の現状や、女性の就業率の上昇を目標とした国の施策を反映しながら、第 1 期計画を継承した新たな計画（令和 2 年度～令和 6 年度）を策定するものです。

2 計画の位置づけ

この計画は、子ども・子育て支援法第 61 条の市町村子ども・子育て支援事業計画及び次世代育成支援対策推進法第 8 条の市町村行動計画として位置づけられ、市町村子ども・子育て支援事業計画は、国の「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」に則して策定します。

なお、この計画は「伊勢原市総合計画」を上位計画とし、「伊勢原市地域福祉計画」、「伊勢原市障がい者計画・障がい福祉計画及び障がい児福祉計画」等の保健福祉分野における関連計画のほか、「伊勢原市教育振興基本計画」等の教育分野における施策との整合を図りながら推進するものです。

上位・関連計画との関係



3 計画の期間

この計画の期間は、国の「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」に基づき、令和2年度から令和6年度までの5か年とします。

ただし、計画期間の中間年度を目安として、教育・保育施設の申込状況や社会情勢の変化を考慮し、必要な計画の見直しを行う予定です。

計画期間

平成 27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	令和 2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
第1期計画									
		中間 見直し		改定	この計画（第2期計画）				
							中間 見直し		改定

4 計画の対象

この計画の対象は、障がい、疾病、虐待、貧困など、社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、全ての子どもや子育て家庭を対象とします。



5 計画策定体制と経過

（１）子ども・子育てに関するアンケート調査の実施

この計画を策定するにあたっては、子育て中の市民の現状や意見、子育て支援に関するニーズなどを把握し、市や国・県の子ども・子育て支援施策の検討に利用することを目的として、市内在住の未就学児童を養育する保護者、市内在住の小学校低学年（１～３年生）児童を養育する保護者を対象として、子ども・子育てに関するアンケート調査を実施しました。

- 調査地域：市全域
- 調査対象者：
市内在住の未就学児童を養育する保護者（全件調査）
市内在住の小学校低学年（１～３年生）児童を養育する保護者（抽出調査）
- 調査基準日：平成 30 年 10 月 1 日
- 調査期間：平成 30 年 11 月 16 日（金）～平成 30 年 12 月 10 日（月）
- 調査方法：郵送による配布、回収
- 調査の回収状況：

種別	配布数	回収数	回収率
未就学	5,171	3,274	63.3%
低学年	798	529	66.3%

【参考】前回（平成 25 年度）調査の回収率 未就学 60.1%、小学生 58.6%

（２）子ども・子育て会議の開催

この計画を策定するにあたっては、子育てや教育・保育の関係者等の意見を反映するため、公募による子育て当事者、幼稚園・保育所の関係者、学識経験者などで構成する「伊勢原市子ども・子育て会議」を開催し、計画の内容について審議しました。

（３）パブリックコメントの実施

この計画を策定するにあたっては、広く市民の方々の意見を計画に反映するため、計画案を市役所の窓口やホームページで公開し、意見を募集します。

第2章 子ども・子育てを取り巻く現状

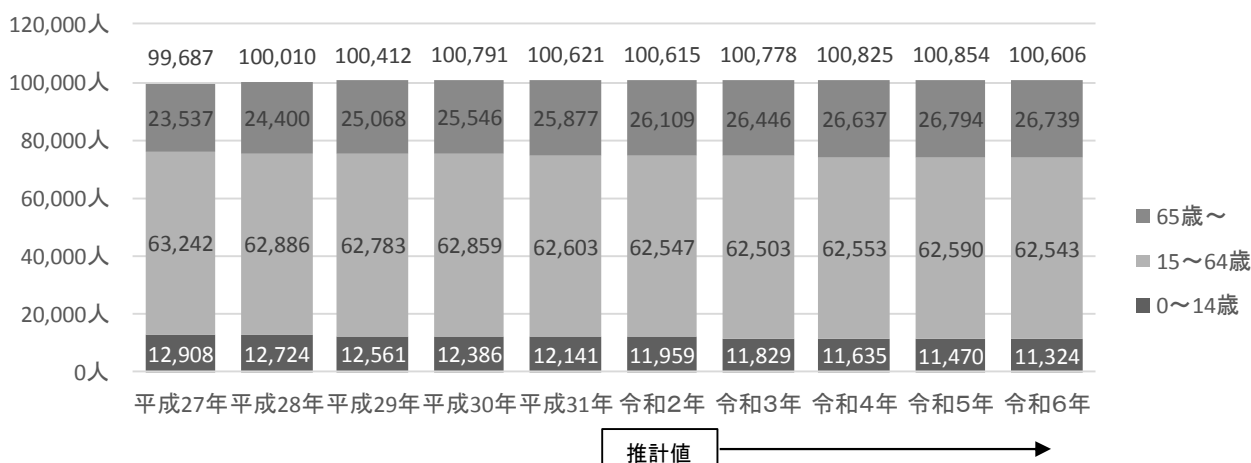
1 人口・世帯の動向

(1) 総人口等の動向

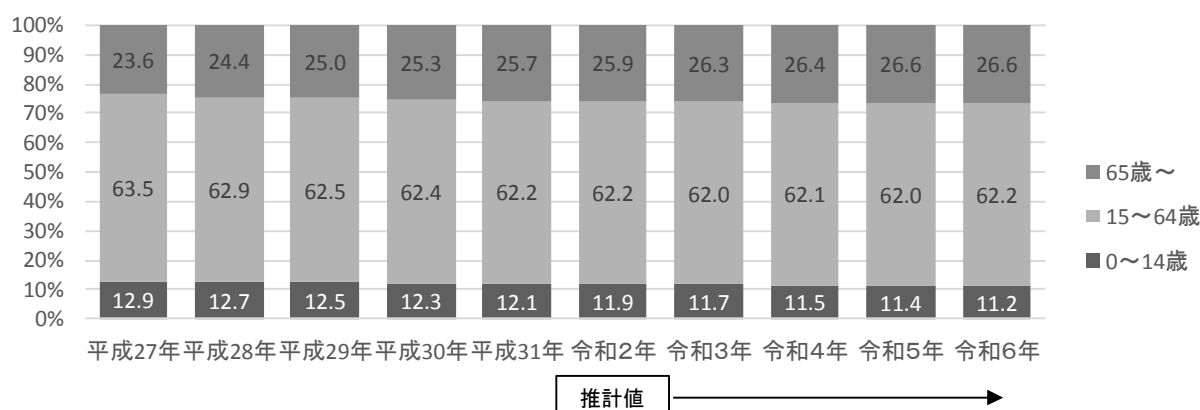
本市の人口の推移と本計画期間の推計を見ると、平成31年4月1日現在、総人口は100,621人となっており、平成30年までの増加傾向から一転、平成31年は前年から減少しています。

令和2年以降の総人口は、概ね横ばいで推移するものと推計し、65歳以上の高齢者が増加する一方、15～64歳は概ね横ばい、0～14歳は減少することから、少子高齢化が進行する見通しとなっています。

■ 年齢3区分別人口の推移



■ 年齢3区分別人口比率の推移

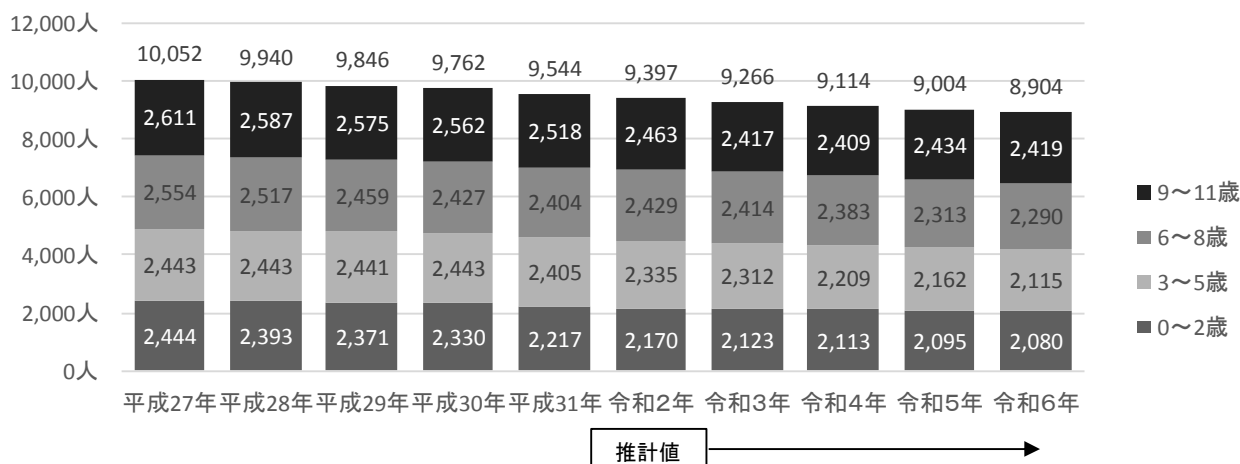


出典：住民基本台帳人口（各年4月1日 令和2年以降は、過去5年間の住民基本台帳人口に基づくコーホート変化率法による推計値）

(2) 0～11歳の人口の推移

本市の0～11歳（未就学及び小学生）の人口の推移と本計画期間の推計を見ると、平成31年4月1日現在、0～11歳人口は9,544人となっており、0～2歳をはじめ、いずれの年齢階級も平成27年以降、減少傾向で推移していることから、令和2年以降の人口も減少するものと推計しました。

■ 0～11歳の人口の推移



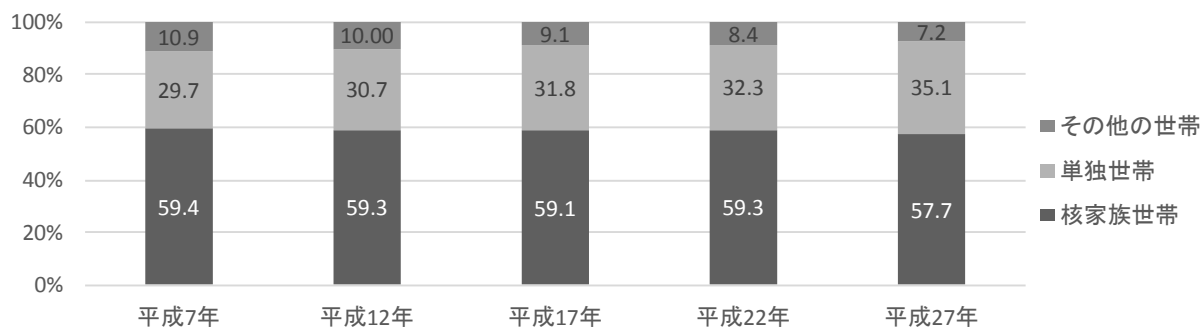
出典：住民基本台帳人口（各年4月1日 令和2年以降は、過去5年間の住民基本台帳人口に基づくコーホート変化率法による推計値）

(3) 世帯構成の推移

本市の世帯構成の推移を見ると、核家族世帯の占める割合が最も高く約6割を占めており、概ね横ばいに推移しています。

単独世帯の占める割合は増加傾向にあり、平成27年では全世帯の35.1%が単独世帯となっています。

■ 世帯構成の推移



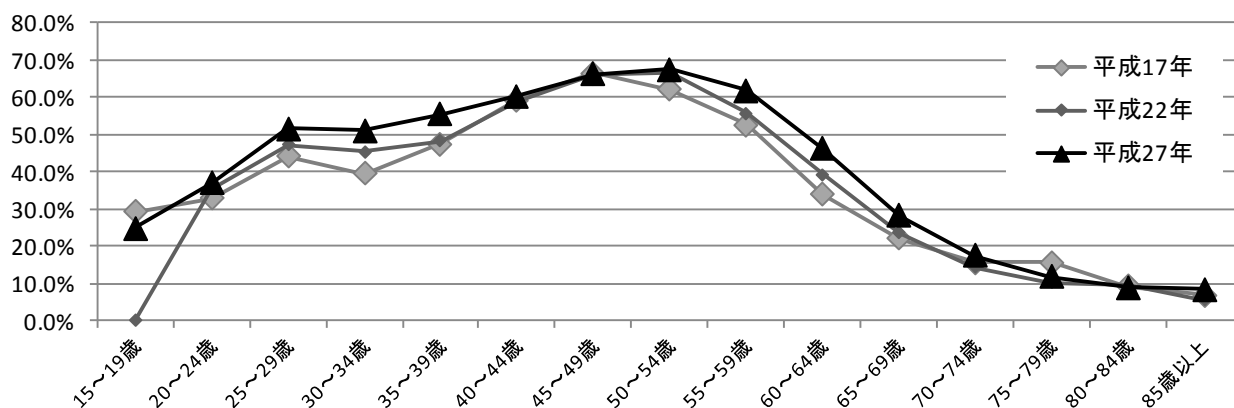
出典：国勢調査（各年10月1日）

2 女性の就業等の動向

(1) 有配偶女性の就業率の推移

本市の有配偶女性の年齢階級別就業率は、出産や育児を理由とした離職により、30 歳代の割合が低くなる、いわゆるM字カーブが年々解消されつつあり、25 歳～44 歳の就業率は、平成 17 年の 48.0%から、平成 27 年には 55.8%まで上昇しています。

■有配偶女性の年齢階級別就業率の推移

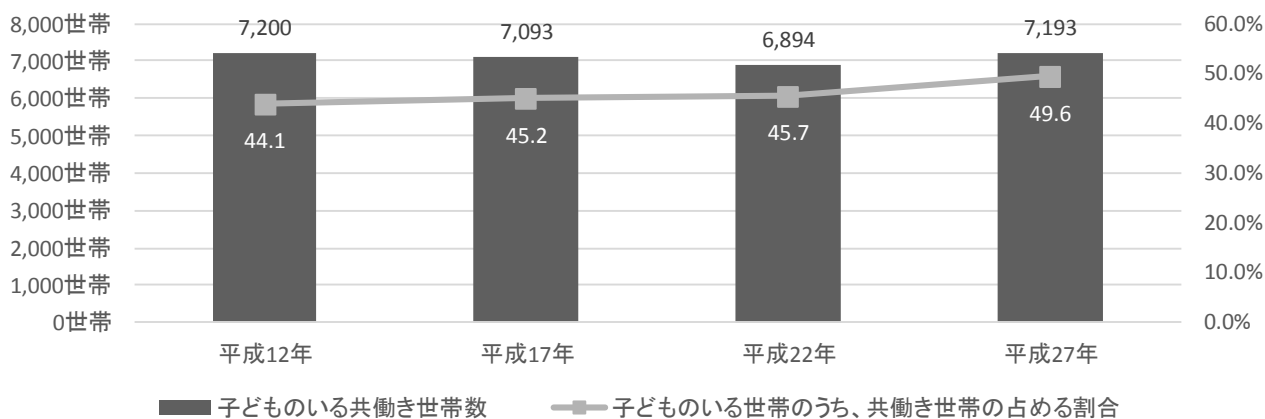


出典：国勢調査（各年 10 月 1 日）

(2) 共働き世帯の推移

本市の共働き世帯の状況を見ると、子どものいる共働き世帯数は概ね横ばいで推移している一方、子どものいる世帯のうち、共働き世帯の占める割合は上昇傾向で、平成 22 年から平成 27 年にかけて大幅に上昇しています。

■子どものいる共働き世帯数等の推移



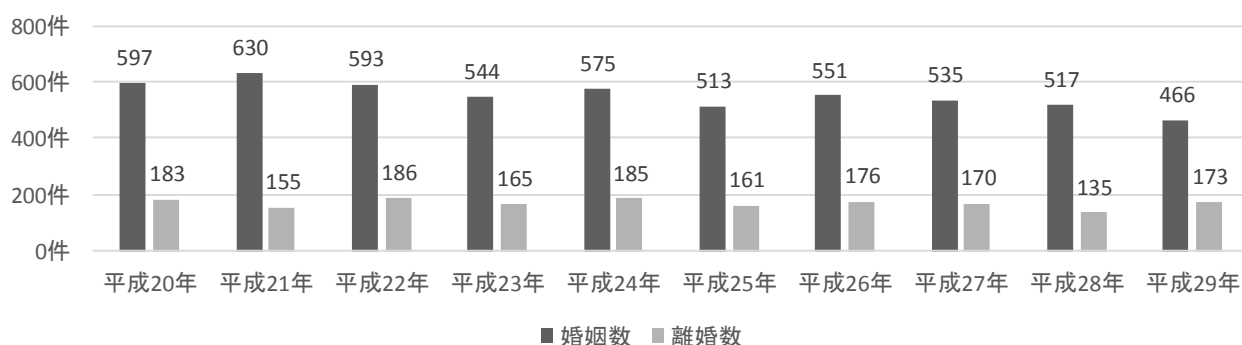
出典：国勢調査（各年 10 月 1 日） ※子ども：0 歳から 18 歳未満

3 人口動態

(1) 婚姻・離婚の状況

本市の婚姻・離婚届けの推移を見ると、婚姻件数は減少傾向にあり、平成29年は466件となっています。離婚件数は各年で増減を繰り返し、平成29年は173件となっています。

■ 婚姻数及び離婚数の推移



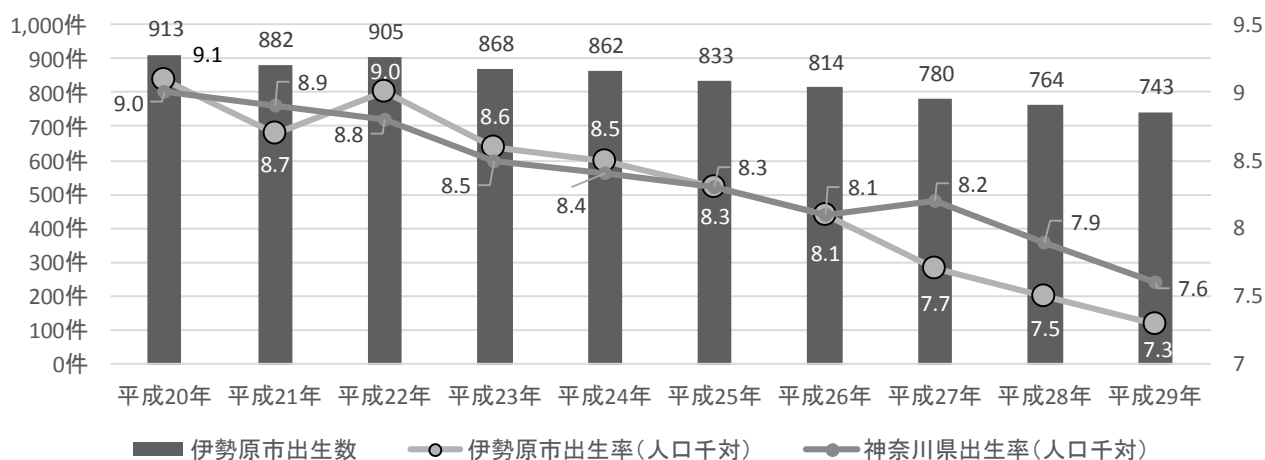
出典：神奈川県衛生統計年報

(2) 出生の動向

本市の出生数は、平成29年実績が743人となっており、減少傾向にあります。

また、人口千人あたりの出生率（人口千対）は、平成29年では7.3と低下傾向にあり、平成27年以降は神奈川県の平均を下回って推移しています。

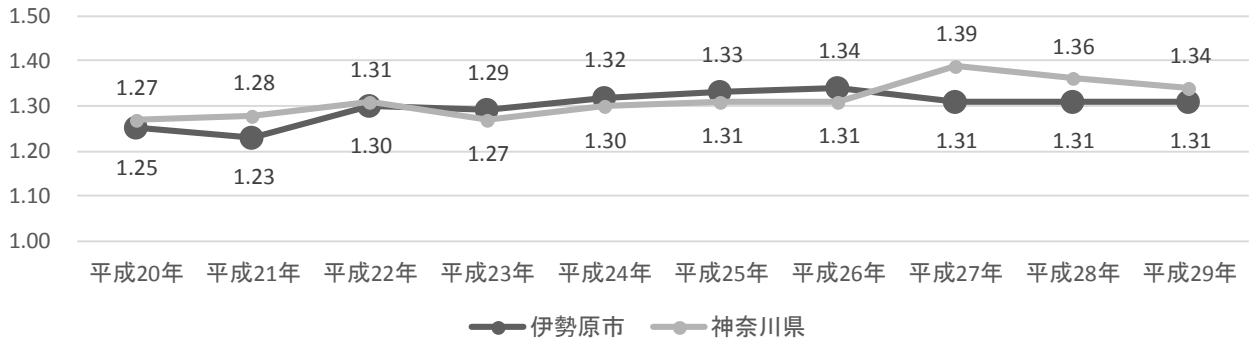
■ 出生数及び出生率（人口千対）の推移



出典：神奈川県衛生統計年報

本市の合計特殊出生率は、平成 29 年では 1.31 と概ね横ばいで推移しており、平成 27 年以降は神奈川県 averages を下回って推移しています。

■ 合計特殊出生率の推移



出典：神奈川県衛生統計年報

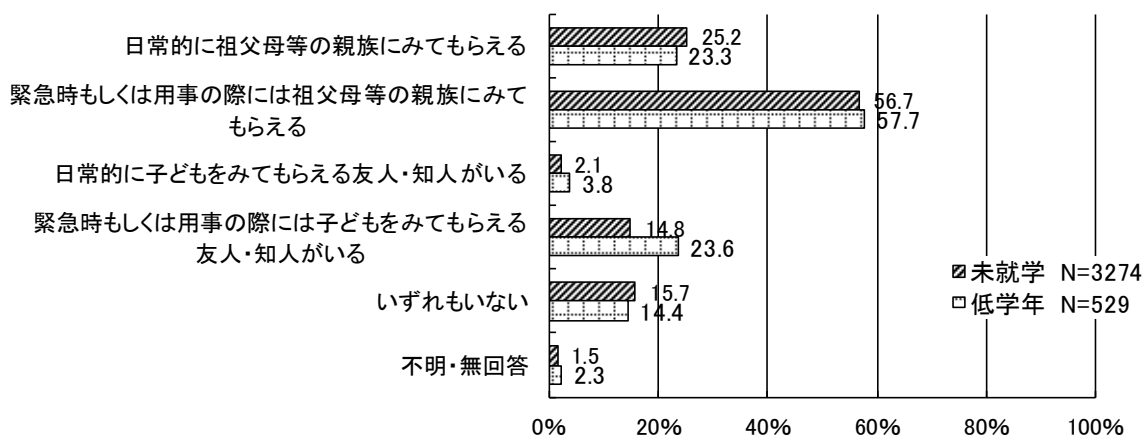
4 子ども・子育てに関するアンケート調査から見られる現状

(1) 子どもの育ちをめぐる環境

～子どもをみてくれる人がいないという方が増加している～

- 平成30年度に実施した未就学児童の保護者を対象としたアンケート調査（以降、未就学児童の保護者調査）では、日頃、お子さんをみてもらえる親族・知人が「いずれもいない」が15.7%となっており、平成25年度の同調査の値（12.1%）より若干増加しています。
- 同様に、平成30年度に実施した小学校低学年児童の保護者を対象としたアンケート調査（以降、小学校低学年児童の保護者調査）では、日頃、お子さんをみてもらえる親族・知人が「いずれもいない」が14.4%となっており、平成25年度の同調査の値（13.2%）より若干増加しています。

■ 日頃、お子さんをみてもらえる親族・知人



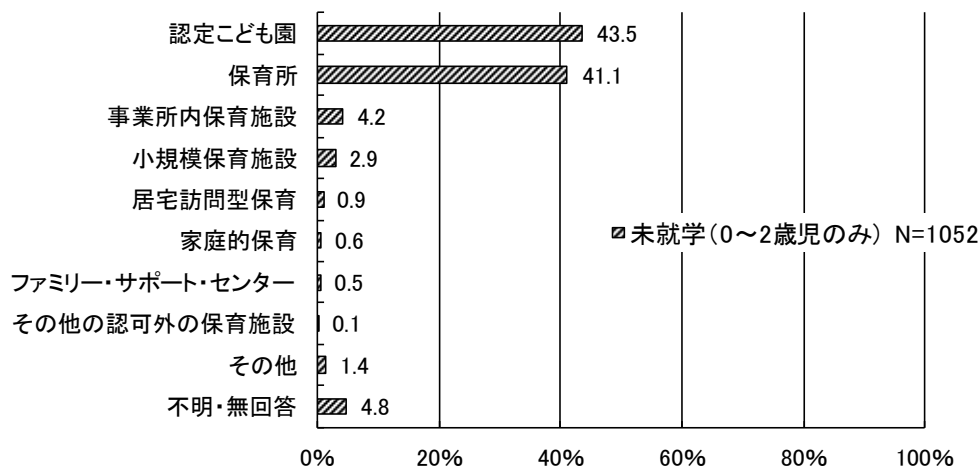
(2) 平日の認定こども園、幼稚園、保育所などの利用

① 子どもが0～2歳のとき、「定期的に」最も利用したいと考える施設や事業

～本市では認定こども園と保育所に利用希望が分かれる～

- いずれかの施設や事業で、最も利用したいものは、「認定こども園」が43.5%、「保育所」が41.1%と、これらが上位2つとなっており、次いで「事業所内保育施設」が4.2%、「小規模保育施設」が2.9%と続いています。

■ 子どもが0～2歳のとき、「定期的に」最も利用したいと考える施設や事業

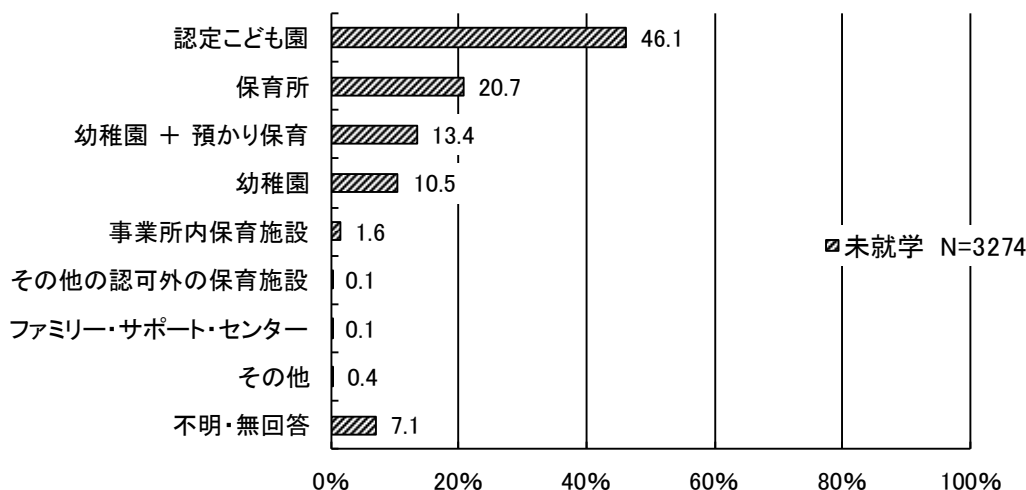


②子どもが3歳以上のとき、「定期的に」最も利用したいと考える施設や事業

～本市では認定こども園の利用希望率が高い～

- いずれかの施設や事業で、最も利用したいものは、「認定こども園」が46.1%と最も高く、次いで「保育所」が20.7%、「幼稚園 + 預かり保育」が13.4%、「幼稚園」が10.5%と続いています。

■子どもが3歳以上のとき、「定期的に」最も利用したいと考える施設や事業

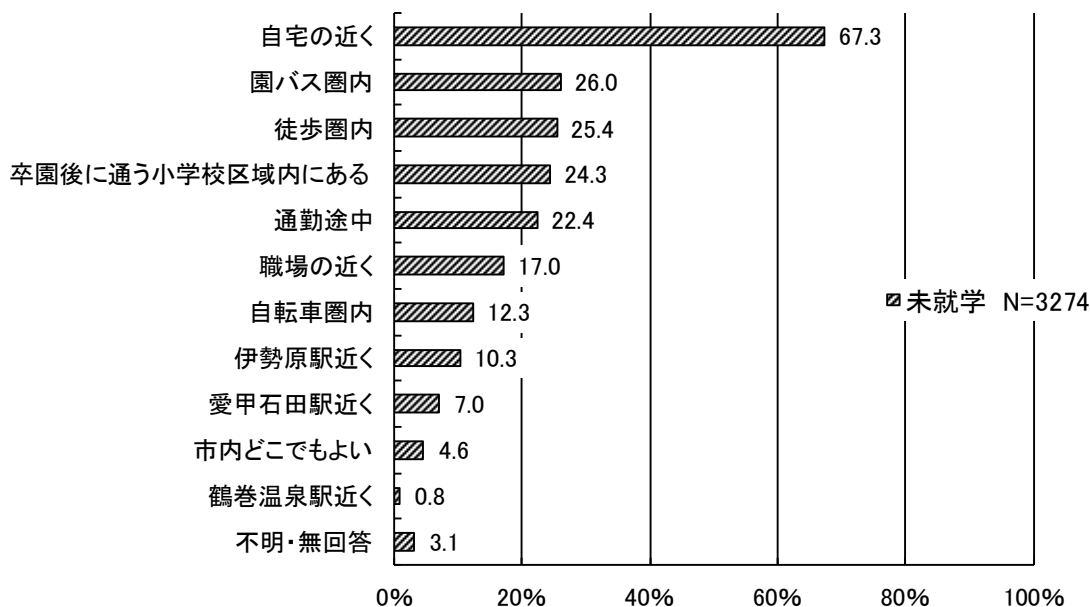


③認定こども園、幼稚園、保育所などを市内で選ぶ際に、重視する条件

～園等は自宅の近くであることを重視している～

- 「自宅の近く」が67.3%と最も高く、次いで「園バス圏内」が26.0%、「徒歩圏内」が25.4%、「卒園後に通う小学校区域内にある」が24.3%と続いています。

■認定こども園、幼稚園、保育所などを市内で選ぶ際に、重視する条件



④施設を選択する上で重視する部分

～認定こども園、幼稚園は内容や方針、保育所は利用時間を重視～

- 最も利用したい施設別で見ると、認定こども園、幼稚園、幼稚園＋預かり保育は、いずれも「教育・保育の内容や方針が希望にあう」が80%以上と最も高い一方、保育所は「利用時間が希望にあう」が73.9%と最も高くなっており、幼稚園は「利用料が適当である」が、保育所は「認可されている施設である」が上位5つに入っています。

■施設を選択する上で重視する部分

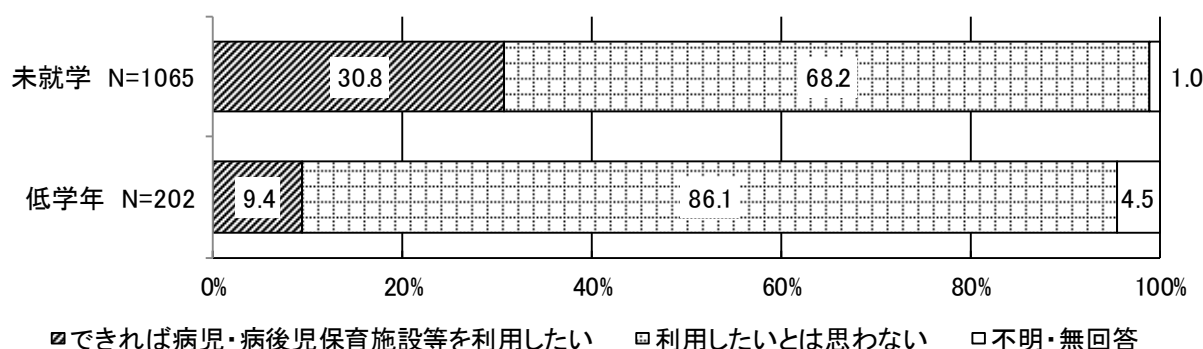
認定こども園 N=1511		幼稚園 N=344		幼稚園 + 預かり保育 N=439		保育所 N=678	
教育・保育の内容や方針が希望にあう	85.0%	教育・保育の内容や方針が希望にあう	82.0%	教育・保育の内容や方針が希望にあう	80.0%	利用時間が希望にあう	73.9%
教員・保育者の質が高い	70.8%	教員・保育者の質が高い	63.4%	教員・保育者の質が高い	72.9%	教育・保育の内容や方針が希望にあう	63.1%
施設や設備が充実している	64.1%	自宅からの距離が近い	54.7%	施設や設備が充実している	60.8%	教員・保育者の質が高い	62.7%
利用時間が希望にあう	52.9%	施設や設備が充実している	50.6%	利用時間が希望にあう	58.5%	自宅からの距離が近い	59.3%
自宅からの距離が近い	51.3%	利用料が適当である	45.6%	自宅からの距離が近い	58.1%	認可されている施設である	58.3%

（３）子どもが病気の際の対応

～未就学児童の保護者の約３割が病児・病後児保育施設等の利用を希望～

- 子どもの病気などで仕事を休んだときの病児・病後児保育施設等の利用について、未就学児童の保護者調査では、「利用したいとは思わない」が68.2%、「できれば利用したい」が30.8%となっています。
- 小学校低学年児童の保護者調査では、「利用したいとは思わない」が86.1%、「できれば利用したい」が9.4%となっています。

■子どもが病気の際の対応

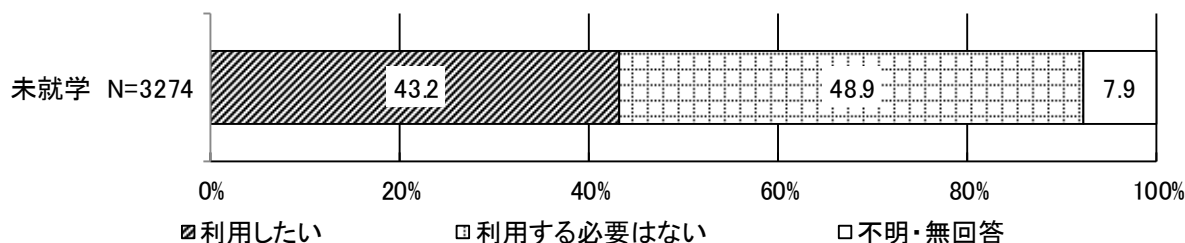


（４）一時預かりや預かり保育などの不定期の利用

～不定期利用を約４割が希望～

- 私用、親の通院、不定期の就労等の目的で、一時預かりや預かり保育などの不定期の利用について、「利用する必要はない」が48.9%、「利用したい」が43.2%となっています。

■一時預かりや預かり保育などの不定期の利用

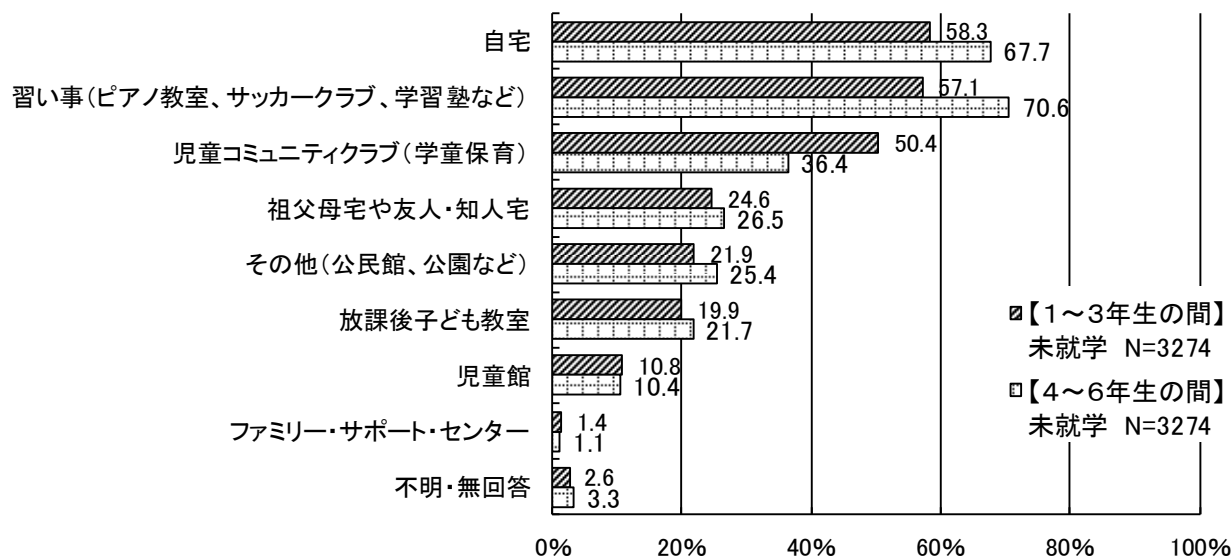


（５）放課後の過ごし方

～小学校低学年の間は、約半数が児童コミュニティクラブの利用を希望～

- 未就学児童の保護者調査における小学校就学後の希望は、小学校低学年（１～３年生）の間は、「自宅」が58.3%と最も高く、次いで「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」が57.1%、「児童コミュニティクラブ（学童保育）」が50.4%、「祖父母宅や友人・知人宅」が24.6%と続いています。
- 小学校高学年（４～６年生）の間は、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」が70.6%と最も高く、次いで「自宅」が67.7%、「児童コミュニティクラブ（学童保育）」が36.4%、「祖父母宅や友人・知人宅」が26.5%と続いています。

■小学校の放課後（平日の小学校終了後）の時間を過ごさせたい場所



(6) 子育てについての考えや感じていること

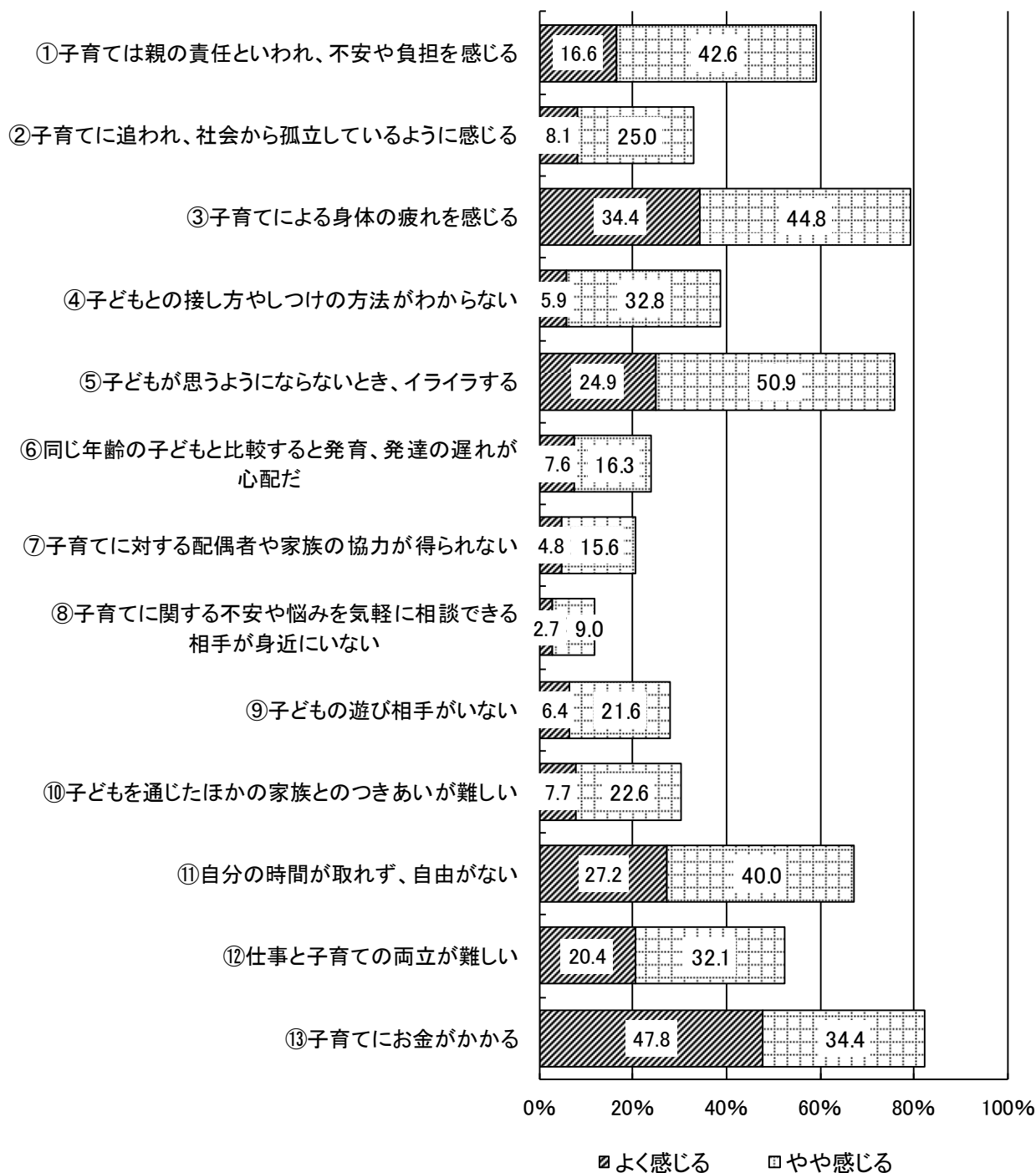
①子育てする上で不安等を感じること

～経済的な面と保護者自身の身体の疲れとイライラを不安等を感じている人が多い～

- 未就学児童の保護者調査では、「よく感じる」「やや感じる」との回答が多いのは、⑬子育てにお金がかかる82.2%、③子育てによる身体の疲れを感じる79.2%、⑤子どもが思うようにならないとき、イライラする75.8%などとなっています。

■子育てする上で不安等を感じること

未就学 N=2762

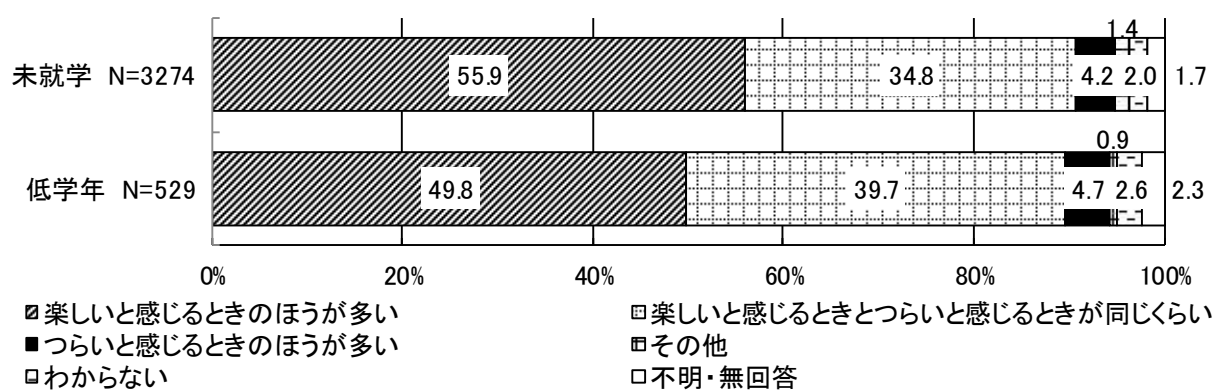


②子育てについてどのように感じているか

～「楽しいと感じるときの方が多い」という人が未就学では半数以上～

- 未就学児童の保護者調査では、「楽しいと感じるときの方が多い」が55.9%と最も高く、次いで「楽しいと感じるときとつらいと感じるときが同じくらい」が34.8%、「つらいと感じるときの方が多い」が4.2%、「わからない」が2%と続いています。
- 小学校低学年児童の保護者調査では、「楽しいと感じるときの方が多い」が49.8%と最も高く、次いで「楽しいと感じるときとつらいと感じるときが同じくらい」が39.7%、「つらいと感じるときの方が多い」が4.7%、「わからない」が2.6%と続いています。

■子育てについてどのように感じているか



第3章 基本理念と施策の体系

1 基本理念

本市が平成27年3月に策定した第1期の「伊勢原市子ども・子育て支援事業計画」は、これからの伊勢原市を支える夢や希望ある子どもたちの成長を保証し、子育ての喜びを感じることのできるまちを目指して、『子ども一人一人の 健やかな成長と子育てをみんなで支えるまち いせはら』を計画の基本理念としました。

第2期計画の策定にあたり、子ども・子育て支援法や次世代育成支援対策推進法における計画の基本的な位置づけ・主旨は変わらず、引き続き「父母その他の保護者は、子育てについての第一義的責任を有する」という、基本的認識のもと、地域社会全体が子どもと子育てに寄り添い、支える中で、包括的で多様な支援の環境を整えることが求められています。

このことから、第2期計画では、第1期計画の基本的な目標を継承し、保護者が安心して子育てをすることができ、未来の伊勢原市を担う全ての子どもの健やかな成長と「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指します。

計画の基本理念

**子ども一人一人の 健やかな成長と子育てを
みんなで支えるまち いせはら**

2 基本視点

子育てを支える視点

子どもの健やかな育ちが保障されることを第一に考え、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指す取組を進めます。

親の子育てを支える視点

保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような環境づくりを進めます。

地域社会全体で子育て・子育てを支える視点

全ての子どもと家庭への支援を実現するため、社会のあらゆる分野における全ての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、協働し、それぞれの役割を果たしていく基盤整備を進めます。

3 施策の体系（施策の方向）

この計画は、基本理念を実現するため、4つの基本目標で構成されています。

第2期計画では、基本目標4において、施策の方向を追加します。

【基本理念】

子ども一人一人の健やかな成長と子育てをみんなで支えるまち いせはら

【基本目標】

基本目標 1

仕事と子育ての両立を支援します

【施策の方向】

- (1)教育・保育の充実による子育て家庭への就労支援
- (2)多様なニーズに対する保育サービス

基本目標 2

子育ての不安や悩みを地域全体で支えます

- (1)子育て力向上のための支援
- (2)地域で子育てを支援する環境の整備
- (3)子育て家庭への経済的支援

基本目標 3

子どもが健やかに暮らし成長できる環境をつくれます

- (1)子どもの健康の確保
- (2)子どもの心身の豊かな成長への支援
- (3)子どもの学習環境の充実
- (4)子ども自身の悩みに対する相談や指導

基本目標 4

専門的な支援や配慮が必要な子ども・家庭への取組を進めます

- (1)発達に不安がある子どもやその家族への支援
- (2)虐待の防止や保護が必要な子どもへの支援
- (3)その他配慮が必要な子ども・家庭への支援

第4章 施策の展開

基本目標 1 仕事と子育ての両立を支援します

（1）教育・保育の充実による子育て家庭への就労支援

本市では、保護者の仕事と子育ての両立を支援するため、第1期計画において、需要に応じた保育の受け皿の拡大を目指し、認定こども園や地域型保育事業（小規模保育）の整備を進めてきましたが、依然として需要を満たす定員が確保できておらず、待機児童が生じています。

未就学児童の保護者調査では、定期的に認定こども園、幼稚園、保育所などを利用していない理由として「利用したいが、空きがない」との回答が1割程度（15.0%）となっています。

また、小学校就学後、低学年の間に放課後過ごさせたい場所については「児童コミュニティクラブ（学童保育）」が5割程度（50.4%）を占めており、小学校就学後の放課後児童対策として、児童コミュニティクラブ事業を推進し、平成27年度から6年生まで対象を拡大しましたが、入所児童数の増加から、一部のクラブでは待機児童が生じている状況が見られます。

このような状況を踏まえ、今後の女性の就業率の上昇や幼児教育・保育の無償化（令和元年10月開始）後の動向を見据えつつ、幼児教育・保育の基盤確保（定員拡充、保育人材の確保等）に努めるとともに、質の高い教育・保育の一体的な提供を進めていきます。

さらに、放課後児童対策の推進をはじめ、保護者の仕事と子育ての両立を支援するための各種施策を引き続き展開します。

NO.1	通常保育事業（子ども育成課）		
事業目的	保育の必要な子どもに対し、必要な保育を提供することで子育てしやすい環境を整備します。		
事業内容	保育所、認定こども園で、保護者の就労又は疾病などにより保育を必要とする子どもに対して保育を行います。		
目 標	目標指標	現状値（H30）	目標値（R6）
	待機児童の解消	待機児童 57 人	待機児童 0 人

NO.2	認定こども園の推進（子ども育成課）		
事業目的	幼稚園と保育所の良さを併せ持つ認定こども園を推進し、幼児期における教育と保育の充実を図ります。		
事業内容	幼児教育・保育・地域での子育て支援を総合的に提供する「認定こども園」を安定的に継続して運営できるよう支援します。		
目 標	目標指標	現状値（H30）	目標値（R6）
	認定こども園への運営補助	補助対象施設数 7 園	補助対象施設数 9 園

NO.3	幼児教育・保育施設等整備費補助（子ども育成課）		
事業目的	幼児教育・保育の安定的な運営が行えるよう、施設等の整備・修繕に要する経費を補助し、幼児教育・保育環境の整備・充実に努めます。		
事業内容	幼稚園、保育所、認定こども園等の施設整備に要する経費に対して助成します。		
目 標	目標指標	現状値（H30）	目標値（R6）
	必要な施設に対する助成の実施	認定こども園整備 1 園 保育所整備 1 園 防犯対策設備設置 2 園	助成の実施

NO.4	地域型保育事業の推進（子ども育成課）		
事業目的	多様な保育ニーズに的確に対応するため、小規模保育事業の普及・促進を図ります。		
事業内容	新制度で創設された小規模保育事業を安定的に継続して運営できるよう支援します。		
目 標	目標指標	現状値（H30）	目標値（R6）
	地域型保育事業者への運営補助	補助対象施設数 6 か所	補助対象施設数 4 か所

NO.5	産休明け保育事業（子ども育成課）		
事業目的	就労先の状況等により育児休業が取りにくい家庭の保育ニーズに対応します。		
事業内容	産後 8 週間を経過した子どもの保育を行います。		
目 標	目標指標	現状値（H30）	目標値（R6）
	生後 8 週から 5 か月までの子どもの待機児童の解消	待機児童 1 人	待機児童 0 人
	産休明け保育事業実施か所数の維持	実施 7 園	実施 7 園

NO.6	延長保育事業（子ども育成課）		
事業目的	保護者の就労形態の多様化による通常保育時間外の保育ニーズに対応します。		
事業内容	保育所、認定こども園、小規模保育施設で延長保育を実施します。		
目 標	目標指標	現状値（H30）	目標値（R6）
	利用希望者に対する実利用者の割合	利用率 100% ※実施 保育所 12 園 認定こども園 6 園 小規模保育施設 6 園	利用率 100% ※実施 保育所 12 園 認定こども園 9 園 小規模保育施設 4 園

NO.7	休日保育事業（子ども育成課）		
事業目的	保護者の就労形態の多様化による休日の保育ニーズに対応します。		
事業内容	休日の日中、保育を実施します。		
目 標	目標指標	現状値（H30）	目標値（R6）
	利用希望者に対する実利用者の割合	申込に対する利用率 100% ・実施 1 園 ・利用希望 33 人 ・利用者 33 人	申込に対する利用率 100%

NO.8	低年齢児保育推進助成事業 (子ども育成課)		
事業目的	低年齢児の入所希望に対して保育の提供体制を確保します。		
事業内容	保育所等の低年齢児保育にかかる費用に対し助成します。		
目 標	目標指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)
	低年齢児の待機児童の解消	待機児童 49 人	待機児童 0 人

NO.9	日中一時支援事業 (障がい福祉課)		
事業目的	障がい児の日中における活動の場を確保し、障がい児を日常的に介護している家族の一時的な負担の軽減、障がい児の家族の就労を支援します。		
事業内容	利用希望者に対して利用計画の聞き取り・相談を行い、必要性を勘案して、サービスを支給決定します。		
目 標	目標指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)
	利用希望者に対するサービス支給	136 人	利用希望者に対するサービス支給の決定

NO.10	民間保育所運営費等助成事業 (子ども育成課)		
事業目的	民間保育所の経営基盤の強化を図り、保育サービスを充実します。		
事業内容	民間保育所の運営費等を助成します。		
目 標	目標指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)
	民間保育所 10 園	9 園	10 園

NO.11	民間保育所建設費借入償還金助成事業 (子ども育成課)		
事業目的	民間保育所の施設整備等に関する負担を軽減します。		
事業内容	民間保育所が施設整備及び設備整備のために福祉医療機構等から借入した場合の償還元金について、助成します。		
目 標	目標指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)
	償還対象の民間保育所 (1 園)	1 園	1 園

NO.12	認可外保育施設補助事業 (子ども育成課)		
事業目的	認可外保育施設の安定的経営を促進します。		
事業内容	認可外の保育施設に対して、その運営費等を補助します。		
目 標	目標指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)
	市内認可外保育施設に対する補助	対象となる認可外保育施設への助成 1 園	対象となる認可外保育施設への助成

NO.13	小規模保育施設指導監査 (子ども育成課)		
事業目的	小規模保育施設に対して、関係法令等に基づき、適合状況の検査を実施し、改善を要する項目について指摘や助言等の指導を行い、小規模保育事業の質の確保及び向上を図ります。		
事業内容	対象の事業所にて実地により指導監査を実施します。		
目 標	目標指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)
	年 1 回	年 1 回	年 1 回

NO.14	幼児教育アドバイザーの配置 (子ども育成課)		
事業目的	保育者の専門性の向上を図ります。		
事業内容	幼児教育の専門的な知見や豊富な実践経験を有し、域内の教育・保育施設等への訪問支援等を通じて、教育内容や指導方法、指導環境の改善等について助言等を行う者を育成・配置します。		
目 標	目標指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)
	必要に応じて配置	未実施	必要に応じて配置

NO.15	放課後児童健全育成事業（児童コミュニティクラブ事業） (子ども育成課)		
事業目的	放課後等に児童の預かりを行い、児童の健全育成を図ります。		
事業内容	保護者が就労や病気などで児童を養育することができない家庭を対象に、放課後等に児童が安全に生活できる場として「児童コミュニティクラブ」を開設し、遊びを通じた生活指導を行います。また、教育委員会や小学校と連携を図り、余裕教室や特別教室、体育館等の利用について調整し、放課後子ども教室とあわせた総合的な放課後対策を推進するとともに、事業内容について、市の窓口やホームページ等で利用者や地域住民へ周知します。		
目 標	目標指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)
	利用希望に対する実利用者の割合	利用希望者 789 人 実利用者 680 人 利用希望に対する実利用者の割合 86.2%	利用希望に対する実利用者の割合 100%
	新たな実施場所の確保	市内全小学校区で 19 教室（10 校で実施 12 クラブ）	実施場所 1 教室分確保
	補助の充実による民間クラブ参入の促進	民間クラブ補助対象 3 事業所	民間クラブ補助の実施 6 事業所
	延長利用の実施	延長を実施	延長を実施

NO.16	再就職への支援 (商工観光課)		
事業目的	求職者に対する職業相談・紹介を行い、就業機会の拡大を図ります。		
事業内容	出産等により退職し、その後復職を希望する人に対する就業支援を推進します。 ・伊勢原市ふるさとハローワークにおける就業相談、紹介等の実施。		
目 標	目標指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)
	就業相談の実施	就業相談件数 6,381 件	伊勢原市ふるさとハローワークにおいて就業相談紹介等を実施
	紹介件数	紹介件数 2,615 件	

NO.17	男女共同参画事業の推進 (人権・広聴相談課)		
事業目的	男女がその人らしく生きる社会を目指します。		
事業内容	男女共同参画社会の実現に向けて、普及啓発活動を推進します。 ・伊勢原市男女共同参画推進委員会の運営 ・いせはら男女共同参画フォーラムの開催 ・ききょうフォーラム通信の作成・発行 ・男女共同参画講座の開催 ・男女共同参画に関する情報提供、啓発誌等の作成発行		
目 標	目標指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)
	男女共同参画フォーラム開催回数	1 回	1 回
	啓発講座等の開催回数	6 回	5 回
	ワーク・ライフ・バランスに関するホームページの情報提供数	3 件	7 件

(2) 多様なニーズに対する保育サービス

本市では、保護者の疾病、育児の負担軽減、一時的な就労による保育ニーズに対応するため、一時預かり事業を実施しているほか、会員組織であるファミリー・サポート・センター事業、病児・病後児保育事業等を通じて、家庭の状況に応じた保育体制の整備を進めてきました。

また、平成 27 年度からは、多種多様な保育サービスや子育て支援サービスの中から、子どもや保護者の家庭の状況に応じた事業を選択し、円滑に利用できるよう支援する、利用者支援事業を実施してきました。

今後も、保育所等を利用していない在宅の子育て家庭や、病児・病後児保育が必要になる家庭などの多様な保育ニーズに対応できるよう、必要な基盤確保（実施施設と保育人材の確保等）に努めていきます。

NO.18	利用者支援事業 (子ども育成課)		
事業目的	多種多様な保育サービスや子育て支援サービスの中から、子どもや保護者の家庭の状況に応じた事業を選択し、円滑に利用できるよう支援し、適切な子育て支援サービスの利用につなげます。		
事業内容	子どもや保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業などの情報提供及び相談・助言等を行うとともに、関係機関との連携調整等を実施します。		
目 標	目標指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)
	利用者支援拠点の整備	事業実施 1 か所	事業実施 2 か所

NO.19	一時預かり事業 (子ども育成課)		
事業目的	保護者の疾病、育児の負担軽減、一時的な就労による保育ニーズに対応します。		
事業内容	保護者の冠婚葬祭等、緊急時に一時的に保育が必要な場合に、保育所、幼稚園、認定こども園などで預かりを行います。		
目 標	目標指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)
	一時預かり事業の実施か所数	保育所 6 園 認定こども園 6 園 小規模保育施設 1 園 幼稚園 4 園	保育所 4 園 認定こども園 9 園 小規模保育施設 1 園 幼稚園 1 園

NO.20	ファミリー・サポート・センター事業 (子育て支援課)		
事業目的	児童の健やかな成長や子育て中の家庭に対する育児の支援体制の充実を図ります。		
事業内容	育児の援助を受けたい人（依頼会員）と支援を行いたい人（支援会員）からなる会員組織「ファミリー・サポート・センター」を運営し、育児に関する地域の相互援助活動を支援します。		
目 標	目標指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)
	依頼に対する支援率	依頼に対する支援率 100%（・延べ依頼者 1,906 人・延べ支援者 1,906 人）	依頼に対する支援率 100%
	依頼会員数の増加	依頼会員数 687 人	依頼会員数 760 人
	支援会員数の増加	支援会員数 221 人	支援会員数 270 人
	両方会員数の増加	両方会員数 11 人	両方会員数 11 人

NO.21	母子家庭等日常生活支援事業 (子育て支援課)		
事業目的	ひとり親家庭等の自立と生活の安定を図ります。		
事業内容	ひとり親家庭等が、病気等で一時的に家庭支援等のサービスが必要とする場合に、家庭生活支援員を派遣することにより、日常生活における生活援助と育児支援を行います。		
目 標	目標指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)
	利用希望に対する支援の実施	利用実績 0 件	利用希望に対する支援の 継続実施

NO.22	病児・病後児保育事業 (子ども育成課)		
事業目的	病中や病気回復期にある児童の保育を実施することにより、就労する保護者等を支援します。		
事業内容	病中や病気回復期にあり、集団での保育ができない児童を一時的に看護師や保育士が保育します。		
目 標	目標指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)
	利用希望に対する実利用者の割合	・病児・病後児保育の実施（延べ 324 人）	利用率 100%

基本目標 2 子育ての不安や悩みを地域全体で支えます

(1) 子育て力向上のための支援

本市では、保護者が子育てに対して、不安や悩みではなく楽しみや喜びを感じられるよう、家庭教育に関する教室や講座、講演会を開催し、子どもとの接し方、子どもを産み育てることに対する理解を深める取組を進めてきました。

今後も引き続き、家庭における子育て力向上と育児の孤立化を防ぐための支援として、育児に関する相談窓口・機会の充実とともに、各種教室を通じた情報提供の充実や仲間づくりの支援に努めていきます。

NO.23	幼児家庭教育学級等 (社会教育課)		
事業目的	家庭における教育力の向上を支援します。		
事業内容	幼児家庭教育学級等の講座を実施し、親の子育て知識の習得や仲間づくりを支援するとともに、子どもが保育を通じて同年代の子どもたちと集団生活を学ぶ機会を提供します。		
目 標	目標指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)
	幼児家庭教育学級の参加者数	参加者 394 人	参加者 650 人

NO.24	母子父子福祉相談 (子育て支援課)		
事業目的	ひとり親家庭等に対し、生活の安定と向上のための相談相手となり、自立援助の増進を図ります。		
事業内容	ひとり親家庭等の生活一般、子育て、生活援助などに関し、母子父子自立支援員が相談に応じます。また、認可保育所においても、同様のサービスを行います。		
目 標	目標指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)
	相談の継続実施	410 人	相談の継続実施

NO.25	家庭教育講演会 (社会教育課)		
事業目的	家庭、学校、地域が連携して子育てを支援する意識を醸成します。		
事業内容	家庭教育の一助として、家庭と地域社会の関わりや、子どもを心身ともに健やかに育てるために何をすべきかなど、各テーマを設定して、家庭教育について考える機会を提供します。		
目 標	目標指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)
	市内 4 中学校で年 1 回開催 ・中沢中学校区 ・伊勢原中学校区 ・成瀬中学校区 ・山王中学校区	市内 4 中学校で年 1 回開催 ・中沢中学校区：参加者 108 人 ・伊勢原中学校区：参加者 120 人 ・成瀬中学校区：参加者 130 人 ・山王中学校区：参加者 125 人	市内 4 中学校で年 1 回開催 ・中沢中学校区 ・伊勢原中学校区 ・成瀬中学校区 ・山王中学校区

NO.26	母親・父親学級 (子育て支援課)		
事業目的	妊娠、出産、育児に関する正しい知識の普及啓発とともに、育児の孤立化を予防するため父親の育児参加や、仲間づくりを促進します。		
事業内容	初妊婦やその夫を対象に、妊娠や出産、育児、栄養に関する知識を習得できるよう教室を開催します。また、教室を通じた仲間づくりや、妊娠中や産後の不安軽減のためのフォローアップを行います。		
目 標	目標指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)
	母親・父親学級の開催回数	平日開催 1 講座 3 日間 年 6 回 (延べ 232 人参加) 土曜開催 年 6 回 (延 べ 204 人参加)	平日開催 1 講座 3 日間を年 5 回 土曜開催を年 6 回

NO.27	マタニティクッキング (子育て支援課)		
事業目的	初妊婦を対象に妊娠期の健康増進を図るため、食生活の基本が身につくように支援をします。		
事業内容	初妊婦に対し教室を開催し、試食や栄養教育を通じて食生活の改善を促し、妊婦・胎児の健康を確保します。		
目 標	目標指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)
	教室の開催回数	年間 6 回開催 (参加者数 74 人)	年間 5 回実施

NO.28	祖父母教室 (子育て支援課)		
事業目的	子育て世代と祖父母世代が相互に育児についての理解を深め、ともに楽しく育児に向き合えるよう支援します。		
事業内容	妊婦と初孫を迎える祖父母を対象に、育児の今昔、行政サービスの紹介、沐浴実習等の教室を開催します。		
目 標	目標指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)
	祖父母教室の開催回数	H30 年度試行 1 回参加者 23 人 令和元年度 2 回/年開 催	年 2 回開催

NO.29	乳幼児健康相談（すくすく健康相談） 【産前・産後サポート事業】 (子育て支援課)		
事業目的	産前や産後のサポート、乳幼児の成長・発達や育児支援を行うため、発育発達相談、保健指導を実施します。		
事業内容	産前・産後から子育て期に至るまで、各公民館などで、保健師などの専門職が子育てに関する相談や保健指導を行います。		
目 標	目標指標	現状値（H30）	目標値（R6）
	健康相談の実施回数	市内 7 か所 年 44 回実施 (相談件数延べ 1,929 件)	市内 7 か所 年 45 回実施

NO.30	多胎児教室（ふたごちゃんすぺしゃるデイ）・シマリスくらぶ・赤ちゃんこれからママ【産前・産後サポート事業】 (子育て支援課)		
事業目的	多胎児妊娠や育児に関する情報提供や、保護者同士の交流を通じて育児不安の軽減を図ります。		
事業内容	子育て支援センター開所時に、保健師が子育ての相談に応じ、保護者同士の交流を図ることにより、精神的な負担の軽減や健康の保持を図ります。		
目 標	目標指標	現状値（H30）	目標値（R6）
	教室の開催回数	年 3 回開催 延べ 9 組参加	年 3 回開催

NO.31	産後ケア事業 (子育て支援課)		
事業目的	母親の身体的な回復と心理的な安定を促進するとともに、母親自身がセルフケア能力を育むことを支援することにより、母子とその家庭の健やかな育児環境の醸成に寄与します。		
事業内容	デイサービスや訪問により、産後の母体管理や生活指導、授乳方法等育児のサポートをしたり、乳児の発育・発達の確認や産婦への心理的ケアを提供します。		
目 標	目標指標	現状値（H30）	目標値（R6）
	デイサービス開催回数	令和 2 年度開始予定	デイサービス 12 回/年開催

NO.32	離乳食教室 (子育て支援課)		
事業目的	4 ～ 6 か月児をもつ保護者を対象に離乳食に関する知識の習得を支援します。		
事業内容	離乳食開始から完了までの離乳食のすすめ方について学びます。		
目 標	目標指標	現状値（H30）	目標値（R6）
	教室の開催回数	年間 12 回実施 (参加者数 247 人)	年間 12 回実施

NO.33	7 か月児健康相談 (子育て支援課)		
事業目的	7 か月児を対象に、発育・発達の観察や必要な保健指導を行い、乳児の健全な成長発達を促します。		
事業内容	保健師などの専門職による保健指導や、保護者への子育ての情報提供や不安の解消等、子育てのサポートを行います。		
目 標	目標指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)
	相談者の割合	相談者の割合 95.5%	相談者の割合 96%

NO.34	育児教室（わんわん、ダンボ）・親子教室（あいあいランド） (子育て支援課)		
事業目的	幼児健診等の心理相談により、発達が気になる児や保護者へのフォローアップ教室を行います。		
事業内容	育児教室では、小集団による遊びを通して、発達面の経過観察を行い、保健師などの専門職による個別相談を行います。 親子教室では、小集団による遊び体験や保護者同士のグループミーティング等を行うことにより、子育て支援を行います。		
目 標	目標指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)
	育児教室開催回数、参加者数	育児教室 46 回 実人数 84 人 延べ 368 人参加	育児教室 48 回
	親子教室開催回数、参加者数	親子教室 12 回 実人数 16 人 延べ 60 人参加	親子教室 12 回

NO.35	乳幼児健康教育 (子育て支援課)		
事業目的	子育てに関する知識の習得を支援します。		
事業内容	乳幼児やその家庭の健康保持・増進を図るため、保健師などが各公民館やコミュニティセンターなどに出向き、健康知識の普及や実技指導などを行います。		
目 標	目標指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)
	健康や育児に関する知識の普及や実技指導の実施回数	年 12 回実施 167 人参加	年 12 回実施

NO.36	にこにこ子育て講座 (子育て支援課)		
事業目的	子育てに悩みを抱える親がしつけ方法を学び、受講者同士の交流を通じて「子育てを楽しむ」ことを習得するよう支援します。		
事業内容	しつけの方法（コミュニケーションの基本や子どもの褒め方・叱り方等）を具体的に学び、保護者の子育ての負担感を減らします。		
目 標	目標指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)
	講座の開催回数	開催回数 6 回 実人数 25 人 参加延べ人数 43 人	基礎編講座 年 5 回 応用編講座 年 2 回

(2) 地域で子育てを支援する環境の整備

本市では、未就園児の保護者を中心とする育児の孤立感や不安の軽減・解消を図るため、子育て支援の拠点として子育て支援センターを1か所設置しているほか、子育て中の親が気軽に集える場として「つどいの広場」を2か所、「子育てひろば」を6か所に設置してきました。

未就学児童の保護者調査では、未就園児の保護者は子育て支援センターやつどいの広場等について「今後は（今後も）利用したい」との回答が5割程度（56.5%）となっています。

今後も引き続き、これらの拠点事業を展開し、保護者がゆとりをもって育児を楽しめる環境づくりの構築に努めるとともに、“子育てをみんなで支える”という基本理念の考え方を踏まえつつ、「子育てサポーター（ボランティア）」の養成や子育てグループの活動支援のほか、保育所の専門的機能を活用した育児相談や園庭開放などを推進していきます。

NO.37	地域子育て支援拠点事業 (子育て支援課)		
事業目的	子育て世代の孤立感や育児不安の軽減・解消を図るとともに、親子で楽しく遊び、仲間づくりができる場所を提供します。		
事業内容	地域で孤立しがちな子育て中の保護者の育児不安を解消するため、子育てアドバイザーを配置し、親子の遊びや保護者の息抜き、情報交換や仲間づくりの場を提供します。		
目 標	目標指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)
	子育てワークショップの開催	未実施	子育てワークショップの開催 2か所
	子育て支援センター（フリースペース）の実施	子育て支援センター 1か所 (利用者 14,588 人)	子育て支援センター（フリースペース） 1か所
	子育てひろばの実施	子育てひろば 6か所 (利用者 1,575 人)	子育てひろば 6か所
	つどいの広場の実施	つどいの広場 2か所 (利用者 10,029 人)	つどいの広場 3か所

NO.38	子育てサポーター養成事業 (子育て支援課)		
事業目的	子育て中の親子の地域の相談役として、子育てサポーターを養成します。		
事業内容	地域で孤立しがちな子育て中の親子をサポートし、市の子育て支援事業に従事していただく、子育てサポーターを養成します。		
目 標	目標指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)
	子育てサポーター養成による登録者数	登録人員 128 人 (新規養成 11 人)	登録者数 155 人

NO.39	子育てグループの活動支援 (子育て支援課)		
事業目的	近所の親子がグループで行う自主的な保育活動を支援します。		
事業内容	子育て中の保護者のグループが、自主的・継続的に行う乳幼児の保育活動や情報交換、親子交流などのうち、一定の要件を満たすものについて、活動費の一部を助成し、その活動を支援します（コミュニティ保育推進事業）。		
目 標	目標指標	現状値（H30）	目標値（R6）
	実施団体に対する活動支援としての助成の実施	1 グループに実施 (実施率 100%)	補助の実施

NO.40	地域の育児支援事業 (子ども育成課)		
事業目的	保育所等で子育てに関する相談の場を提供し、地域における子育てを支援します。		
事業内容	家庭で保育する保護者が育児不安の解消や、子育てに関するアドバイスを受けられるよう育児相談や園庭開放を行います。		
目 標	目標指標	現状値（H30）	目標値（R6）
	育児相談、園庭開放	全ての園で実施 保育所 12 園 認定こども園 6 園	全ての園で実施

（３） 子育て家庭への経済的支援

本市では、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちと出産・育児を社会全体で応援するため、各種手当や一時金、奨励費等の助成を行っているほか、0歳から小学校修了までの通院・入院にかかる医療費や中学1年生から中学校修了までの入院にかかる医療費の一部を助成する事業を展開してきました。

今後は、国の幼児教育・保育の無償化（令和元年10月開始）を通じた、子育てにかかる負担の軽減とともに、現在の各種手当等の助成や医療費の一部助成を継続し、子育て家庭への経済的支援の継続的な実施に努めていきます。

NO.41	児童手当支給事業 (子育て支援課)		
事業目的	次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを、社会全体で応援します。		
事業内容	0歳から中学校修了までの子どものいる家庭に児童手当を支給します。		
目 標	目標指標	現状値（H30）	目標値（R6）
	受給対象者に対する支給	7,418 人（内、特例給付 695 人） ※対象児童数 12,017 人（平成 31 年 2 月末時点）	受給対象者に対する継続実施

NO.42	小児医療費助成事業 (子育て支援課)		
事業目的	小児の健全な育成及び健康の増進を支援するため、子育てにかかる経済的負担の軽減を図ります。		
事業内容	0歳から中学校修了までの入院、0歳から小学校修了までの通院にかかる医療費の一部を助成します。		
目 標	目標指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)
	医療費の助成の実施	実施件数 136,552 件 小学 6 年生まで (一定の所得制限あり)	受給対象者に対する継続実施

NO.43	出産育児一時金の支給 (保険年金課)		
事業目的	出産にかかる妊産婦の経済的負担を軽減します。		
事業内容	国民健康保険の被保険者が出産した場合に、出産育児一時金を支給します。・支給単価 42 万円		
目 標	目標指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)
	受給対象者に対する実受給者の割合	100%	100%

NO.44	幼児教育・保育の無償化 (子ども育成課)		
事業目的	生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性や、幼児教育の負担軽減を図る少子化対策の観点などから幼児教育・保育の無償化を実施します。		
事業内容	3歳から5歳までの子どもの幼稚園、保育所、認定こども園などの利用料を無償化します。 (0歳から2歳児の子どもの利用料については、住民税非課税世帯を対象として無償化します)		
目 標	目標指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)
	助成の実施 制度周知	未実施	対象者への助成の実施 制度周知

NO.45	多子世帯保育料・利用者負担額の軽減 (子ども育成課)		
事業目的	保育料・利用者負担額にかかる保護者の経済的負担を軽減します。		
事業内容	同一世帯で2人以上の子どもが施設型給付費を受ける施設等に入所する場合に、階層に応じて保育料・利用者負担額を減額します。		
目 標	目標指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)
	対象者世帯への負担軽減の実施	対象者世帯への負担軽減の実施	対象者世帯への負担軽減の実施

NO.46	実費徴収に伴う補足給付事業 (子ども育成課)		
事業目的	保護者の世帯所得の状況に応じ、教育・保育に必要な財政的な支援を行うことで、一人一人の子どもの健やかな育ちを等しく保障します。		
事業内容	生活保護世帯など、世帯の所得状況等を勘案して、教育・保育施設等に保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用、並びに幼児教育・保育の無償化に伴い私学助成幼稚園における給食副食費について、保護者が負担する費用の一部を国の補助制度に基づき助成します。		
目 標	目標指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)
	国制度に基づく補助の実施	対象世帯に対する補助の実施 6人	対象世帯に対する補助の実施

NO.47	児童扶養手当支給事業 (子育て支援課)		
事業目的	ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与するため、児童扶養手当を支給し、対象となる児童の福祉の増進を図ります。		
事業内容	ひとり親家庭等に所得に応じた手当を支給します。		
目 標	目標指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)
	受給対象者に対する支給	受給者数 513 人 (・全部支給者 281 人 ・一部支給者 232 人) ※受給権者数 611 人 全部支給停止者数 98 人	受給対象者に対する支給の継続実施

NO.48	ひとり親家庭等医療費助成事業 (子育て支援課)		
事業目的	ひとり親家庭等の生活の安定と自立を支援するため、経済的負担を軽減します。		
事業内容	ひとり親家庭等の負担軽減を図るため、家族が病気で受診したときの医療費の一部を助成します。		
目 標	目標指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)
	対象世帯への助成の実施	1,440 人 (578 世帯)	対象世帯への助成の継続実施

NO.49	ひとり親家庭等入学支度金支給事業 (子育て支援課)		
事業目的	ひとり親家庭等の福祉の増進を図ります。		
事業内容	ひとり親家庭等の負担軽減を図るため、児童が小学校・中学校に入学する際に入学支度金を支給します。		
目 標	目標指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)
	対象世帯に対する支給の実施	小学校入学 30 人 中学校入学 44 人	対象世帯に対する支給の継続実施

NO.50	母子父子寡婦福祉資金の貸付制度 (子育て支援課)		
事業目的	所得が不安定なひとり親家庭等が、貸付を活用して安定した生活を送れるよう支援します。		
事業内容	ひとり親家庭等の経済的自立や子どもの福祉の増進を図ることを目的として、低金利又は無利子で資金を貸し付けます。		
目 標	目標指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)
	対象者への貸付の実施	新規貸付 35 件	対象者への貸付の継続実施

NO.51	母子家庭等自立支援給付金事業 (子育て支援課)		
事業目的	母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業や高等職業訓練促進給付金事業により、ひとり親家庭の自立を支援します。		
事業内容	母子家庭の母又は父子家庭の父の自立を支援するため、教育訓練講座の受講料の一部補助や養成機関に1年以上修業し、指定の資格を取得する際に、給付金を支給します。		
目 標	目標指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)
	申請者に対する補助の実施	申請者 6 件	申請者に対する補助の継続実施

NO.52	要保護及び準要保護児童生徒就学援助 (学校教育課)		
事業目的	経済的な理由で就学困難と認められる家庭に対して、必要な援助を行い、児童生徒が等しく教育を受けることのできる環境をつくれます。		
事業内容	経済的な理由で小・中学校への就学が困難な児童生徒の保護者に対し、学用品費や給食費などの一部を助成します。		
目 標	目標指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)
	市立小中学校 14 校及び県立中等教育学校在籍の児童生徒の保護者に対して、学用品費等の助成を実施	助成実施数 753 人	申請者に対する助成の継続実施

NO.53	障害児福祉手当支給 (障がい福祉課)		
事業目的	身体・知的障がいのある在宅の重度障がい児の福祉の増進を図ります。		
事業内容	常時特別の介護を必要とする在宅の重度障がい児に、手当を支給します（手当額については物価の変動により改定あり）。		
目 標	目標指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)
	受給申請者に対する手当の支給	56 人	受給対象者に対する手当の支給

NO.54	特別児童扶養手当支給 (障がい福祉課)		
事業目的	一定の身体障がい・知的障がい・精神障がいの状態にある児童について手当を支給し、福祉の増進を図ります。		
事業内容	一定の身体障がい・知的障がい・精神障がいの状態にある児童を監護している保護者に対して、手当を支給します（手当額については物価の変動により改定あり）。		
目 標	目標指標	現状値（H30）	目標値（R6）
	受給申請者に対する手当の支給	168 人	受給対象者に対する手当の支給

NO.55	特別支援学級児童生徒就学支援 (学校教育課)		
事業目的	特別支援学級に在籍している児童生徒の保護者に対して学用品費等の助成を行い、経済的負担の軽減及び特別支援教育の推進を図ります。		
事業内容	特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者に対し、子どもの学習活動にかかる費用の一部を助成し経済的負担の軽減を図ります。また、教育センター等と連携をとり、経済的な支援を必要としている全ての家庭に支援を提供できる体制を整え、特別支援教育の推進を図ります。		
目 標	目標指標	現状値（H30）	目標値（R6）
	市立小中学校 14 校の特別支援学級に児童生徒が在籍している、経済的な支援が必要な保護者に対して、学用品費等の助成を実施	助成実施数 109 人	申請者に対する助成の継続実施

NO.56	特別支援学校在学者福祉手当支給 (障がい福祉課)		
事業目的	特別支援学校に在学している障がい児の福祉の増進を図ります。		
事業内容	特別支援学校に在学している障がい児に対して、手当を支給します。		
目 標	目標指標	現状値（H30）	目標値（R6）
	受給申請者に対する手当の支給	・小学部以下 26 人 ・中学部以上 73 人	受給対象者に対する手当の支給

NO.57	重度障害者医療費助成 (障がい福祉課)		
事業目的	重度障がい児に対して、医療費の一部を助成することにより、障がい児の保健向上と福祉の増進を図ります。		
事業内容	重度の障がい児が医療機関を受診した場合に、保険対象医療費の自己負担分の一部を助成します。		
目 標	目標指標	現状値（H30）	目標値（R6）
	助成申請者への助成の実施	93 人	受給対象者への助成の実施

NO.58	自立支援医療（育成医療）費給付（障がい福祉課）		
事業目的	障がいを除去し、又は軽減するための医療費の一部を助成することにより、保健向上と福祉の増進を図ります。		
事業内容	18 歳未満で身体に障がいのある児童が指定された医療機関でその障がいを除去し、又は軽減するために治療を受けた場合に、医療費の一部を助成します。		
目 標	目標指標	現状値（H30）	目標値（R6）
	給付申請者への医療費の給付	100 人	給付対象者への医療費の給付

NO.59	養育医療費助成事業（子育て支援課）		
事業目的	病院又は診療所に入院が必要となる未熟児に対し、その養育に必要な医療費を給付し、成育能力を得させます。		
事業内容	出生時体重が 2,000 g 以下又は身体の諸機能が未熟なために入院が必要となる乳児が指定養育医療機関において治療を行う場合に、入院医療にかかる費用の全部又は一部を給付します。		
目 標	目標指標	現状値（H30）	目標値（R6）
	申請者に対する助成の実施	受給者 10 人	申請者に対する助成の継続実施

NO.60	不育症治療費助成事業（子育て支援課）		
事業目的	不育症に悩む夫婦に対して治療費の助成を行い、経済的負担を軽減します。		
事業内容	不育症と診断され、医療保険が適用されない治療が必要と認められた夫婦に対して、1 年度につき 20 万円を限度として治療費を助成します。		
目 標	目標指標	現状値（H30）	目標値（R6）
	申請者に対する助成の実施	不育症助成決定 4 件 一般不妊症助成決定 33 件	申請者に対する助成の継続実施

NO.61	一般不妊治療費助成事業（子育て支援課）		
事業目的	不妊に悩む夫婦に対し一般不妊治療費の助成を行い、経済的負担を軽減します。		
事業内容	一般不妊治療を開始した日から 2 年間のうちに 2 回まで、1 回につき 3 万円を限度として治療費を助成します。		
目 標	目標指標	現状値（H30）	目標値（R6）
	申請者に対する助成の実施	一般不妊治療費助成決定 33 件	申請者に対する助成の継続実施

NO.62	妊婦健康診査 (子育て支援課)		
事業目的	妊婦健康診査の受診勧奨を行い、胎児の健康保持・増進、異常の早期発見と対応により、安心、安全に出産できるよう支援します。		
事業内容	妊娠届時に妊婦健康診査費用補助券を配付し、妊娠中の医療機関での健康管理を促します。妊婦・胎児の状態の確認や異常を早期に発見し、早期対応、早産・死産の防止、心身障がい発生予防のため、妊娠中の健康管理を行います。		
目 標	目標指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)
	妊娠届時に妊婦健康診査費用補助券の配付・受診勧奨説明の実施	配付数 772 冊 配付・説明	配付・説明

NO.63	妊婦歯科検診 (子育て支援課)		
事業目的	妊婦の口腔衛生の向上を図り、歯周疾患に起因する早産の予防ができるよう支援します。		
事業内容	妊娠届出時に妊婦歯科検診受診券を配付し、妊娠中の歯科受診を促し、口腔衛生の向上を図ります。		
目 標	目標指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)
	妊娠届出時に妊婦歯科検診受診を促すための受診券の配付・説明の実施	配付数 772 冊 配付・説明	配付・説明

NO.64	母子生活支援施設への保護 (子育て支援課)		
事業目的	母子生活支援施設入所への保護を行い、母子家庭の保護者及び児童の自立の促進を支援します。		
事業内容	母子生活支援施設入所のための支援し、自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行います。		
目 標	目標指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)
	対象者の保護に関する調整	措置世帯数 1 世帯	対象者の保護に関する調整の継続実施

基本目標 3 子どもが健やかに暮らし成長できる環境をつくれます

(1) 子どもの健康の確保

本市では、母子保健事業を通じて、安全で快適な妊娠、出産環境を整備するとともに、乳幼児期の子どもが健やかに成長できる健康診査・医療環境の確保に努めているほか、妊娠期から青少年期まで、心身の健康のための支援として、食育に関する各種事業を展開してきました。

今後も、母子の健康の確保に向けて、妊婦や乳幼児の健康診査を推進するとともに、疾病や障がい等の早期発見、治療の推進、支援の必要な家庭の早期発見、虐待の防止などを図るための取り組みを進めていきます。

NO.65	子育て世代包括支援センター (子育て支援課)		
事業目的	妊娠期から子育て期に渡るまでの切れ目のない支援を提供するため子育て世代包括支援センターを設置し、妊産婦及び乳幼児の実情を把握し、包括的な支援を行います。		
事業内容	妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じ、必要な情報提供・助言・保健指導を行い、保健医療又は福祉の関係機関との連絡調整を行います。		
目 標	目標指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)
	保健師などの専門職による妊娠届出面談の実施及び支援プランの策定を実施	令和 2 年度センター設置を目標に、既存事業との整合性を図り体制整備を行う	妊娠届出面談及び支援プラン策定

NO.66	母子・父子健康手帳の交付 (子育て支援課)		
事業目的	妊娠届出により、母子健康手帳等を交付し、妊娠、出産、育児等の保健指導を行います。		
事業内容	妊娠届出時に保健師などの専門職が個別面接を行い、母子・父子手帳等を交付し、妊娠、出産、育児等に関する情報提供を行います。		
目 標	目標指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)
	母子・父子手帳等の配付対象者に対する配付	配付数 769 冊 配付・説明	配付・説明

再掲	妊婦健康診査 (子育て支援課)		
事業目的	妊婦健康診査の受診勧奨を行い、胎児の健康保持・増進、異常の早期発見と対応により、安心、安全に出産できるよう支援します。		
事業内容	妊娠届時に妊婦健康診査費用補助券を配付し、妊娠中の医療機関での健康管理を促します。妊婦・胎児の状態の確認や異常を早期に発見し、早期対応、早産・死産の防止、心身障がいの発生予防のため、妊娠中の健康管理を行います。		
目 標	目標指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)
	妊娠届時に妊婦健康診査費用補助券の配付・受診勧奨説明の実施	配付数 772 冊 配付・説明	配付・説明

再掲	妊婦歯科検診 (子育て支援課)		
事業目的	妊婦の口腔衛生の向上を図り、歯周疾患からくる早産の予防ができるよう支援します。		
事業内容	妊娠届出時に妊婦歯科検診受診券を配付し、妊娠中の歯科受診を促し、口腔衛生の向上を図ります。		
目 標	目標指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)
	妊娠届出時に妊婦歯科検診受診を促すための受診券の配付・説明の実施	配付数 772 冊 配付・説明	配付・説明

NO.67	乳児家庭全戸訪問事業 (子育て支援課)		
事業目的	生後 4 か月までの子どものいる家庭を訪問し、子育てに関する不安や悩みを聞き、家庭と地域社会をつなぐ最初の機会とすることにより、乳児のいる家庭の孤立化を防ぎ、健全な育成環境を整備します。		
事業内容	生後 4 か月までの全ての乳児を対象に、第 1 子や健康に問題等のある乳児のいる家庭については保健師や助産師が、第 2 子以降で乳児や保護者に特に問題がない家庭には民生委員・児童委員と子育てサポーターが、家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行います。		
目 標	目標指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)
	訪問対象者に対する訪問実施数の実施率	実施率 100% 訪問件数 703 件	実施率 100%

NO.68	乳幼児健康診査 (子育て支援課)		
事業目的	乳幼児の成長や発達を確認し、問題の早期発見を支援するとともに、育児に関する必要な情報を提供します。		
事業内容	乳幼児健康診査の受診勧奨を行い、4 か月、お誕生日前、1 歳 6 か月、2 歳児歯科、3 歳児を対象とした健康診査を実施します。		
目 標	目標指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)
	対象者に対する受診率	・4 か月 99.9% ・お誕生日前 96.2% ・1 歳 6 か月 97.9% ・2 歳 99.1% ・3 歳 98.8%	受診率 99%

NO.69	経過検診 (とことこ健康相談・のびのび育児相談) (子育て支援課)		
事業目的	乳幼児健康診査等で経過観察が必要な児に対し、専門医や心理相談員による個別相談を行います。		
事業内容	乳幼児の発育・発達等を含む健康課題について、専門医による診察や経過観察を行い、心理相談員による発達等の個別相談を行います。		
目 標	目標指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)
	経過検診開催回数	経過検診 6 回 専門医受診者数 26 人 心理相談受相者数 14 人	経過検診 6 回

NO.70	5 歳児すこやか健康相談 (子育て支援課)		
事業目的	就学を控えた 5 歳児のうち、保育所等に通所していない児童等を対象とし、発達や情緒、社会性等の課題を早期に相談できるよう支援します。		
事業内容	5 歳児のうち、保育所等に通所していない児童等を対象にスクリーニング調査を行い、支援が必要な方に対し、保健師等の事後相談を行います。		
目 標	目標指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)
	スクリーニング調査及び事後相談等を実施	H30 年度試行 H31 年度から対象児童の誕生月ごとに年 5 回調査実施	年度に調査を 5 期に区分し実施

NO.71	訪問指導 (妊産婦、未熟児、乳幼児) (子育て支援課)		
事業目的	乳幼児の健康や生活実態を把握し、保護者への保健指導や支援を目的とする家庭訪問を行います。		
事業内容	乳幼児のいる家庭に訪問し、子どもの健康等に関わる相談や保健指導、保護者からの子育てに関わる様々な相談に応じ、必要に応じて関係機関との連絡調整や支援を行います。		
目 標	目標指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)
	訪問対象者に対する訪問実施数の実施率	実施率 100% 訪問対象者数 489 件 訪問実施数 514 人 乳幼児健康診査未受診者訪問対象者数 12 件 訪問実施数 12 人	実施率 100%

NO.72	乳幼児健康診査時集団・個別指導 (子育て支援課)		
事業目的	乳幼児の健全な育成に資するため保健指導を行います。		
事業内容	乳幼児健康診査時に、各月齢の発育、発達、食事、歯科に関して保健師などの専門職による集団・個別指導を行います。		
目 標	目標指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)
	乳幼児健康診査での集団指導の実施回数 各専門職の個別相談指導数	集団指導 120 回 参加者 5697 人 個別相談 栄養相談：632 件 母乳相談：82 件 歯科相談：506 件 心理相談：792 件	集団指導 120 回

NO.73	発達(療育)相談 (子ども家庭相談課)		
事業目的	専門職による療育相談を行い、一人一人の状況に応じた適切な支援につなげ、子育てに対する不安の解消を図ります。		
事業内容	心身の発達に遅れや心配のある乳幼児とその保護者に対し、専門的な助言及び支援を行います。 また、認定こども園や保育所、障害者相談支援事業所、教育センター等の関係機関と連携をすることにより、発達に困難さを抱える子どもの支援ができるように環境を整えていきます。		
目 標	目標指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)
	乳幼児発達(療育)相談の実施	乳幼児発達(療育)相談の実施 件数 2,508 件 (実人数 284 人)	乳幼児発達(療育)相談の実施 件数 2,500 件 (実人数 285 人)
	認定こども園等へ訪問する巡回相談の実施	巡回相談に訪問した施設の数 11 か所	巡回相談に訪問した施設の数 13 か所
	乳幼児発達(療育)相談を受けた児の所属する施設等へ訪問及び連絡調整	実施継続	実施継続
	乳幼児から 18 歳未満児の児童に至る一貫した相談体制の整備に向けた検討・運用	検討継続	関係機関と実施に向けた検討

NO.74	各種予防接種 (健康づくり課)		
事業目的	感染症の予防と重篤化防止のため、法で定められた予防接種を実施します。		
事業内容	予防接種法で定められた予防接種を実施します。		
目 標	目標指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)
	予防接種の実施	定期接種の実施 ・14 種類	定期接種の実施 ・15 種類
	制度周知	周知方法 ・市ホームページ ・広報いせはら ・健康カレンダー ・ハガキによる受診勧奨 ・診療所等へのポスター掲示 ・乳幼児検診、就学前健診時に受診勧奨通知を同封 ・小学校を通じた受診勧奨通知	周知方法 ・市ホームページ ・広報いせはら ・健康カレンダー ・ハガキによる受診勧奨 ・診療所等へのポスター掲示 ・乳幼児検診、就学前健診時に受診勧奨通知を同封 ・小学校を通じた受診勧奨通知

NO.75	健康カレンダーの配布 (健康づくり課)		
事業目的	感染症予防や健康づくりのため、予防接種や乳幼児の健康診査などの情報を周知します。		
事業内容	健康診査、予防接種等の日程等を掲載した「健康カレンダー」を新聞折込及び市役所窓口、各公民館などで配布します。		
目 標	目標指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)
	自治会配布及び市役所窓口、各公民館等にて配布	新聞折込及び市役所窓口、各公民館等にて配布	自治会配布及び市役所窓口、各公民館等にて配布

NO.76	二次救急小児科医療体制の整備 (健康づくり課)		
事業目的	救急医療体制を整備することで安定した医療を確保します。		
事業内容	休日夜間における入院・手術の必要な小児の二次救急患者に対し、関係医療機関の協力を得て、適切な医療の供給を図ります。現在は、秦野市と連携し、輪番制で小児救急を実施しており、二次救急患者の確実な受入れを行える体制を整えています。		
目 標	目標指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)
	二次救急患者の受診率	受診率 100%	受診率 100%

NO.77	院内保育の助成 (健康づくり課)		
事業目的	院内保育を実施する市内の医療機関に勤務する看護職員等の子育て環境を整備します。		
事業内容	市内で院内保育事業を実施している病院等へ補助金を交付します。		
目 標	目標指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)
	実施医療機関数	実施施設 2 か所	実施施設 2 か所

NO.78	思春期栄養改善事業 (学校教育課)		
事業目的	中学生の食育の推進を図ります。		
事業内容	思春期におけるカルシウムの必要性を伝えることで、食生活を通じて生徒が自ら健康管理ができるようにするため、中学校で骨量測定等を実施し、必要に応じて栄養改善を促します。		
目 標	目標指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)
	対象生徒に対する骨量測定を取り入れた栄養指導の実施 (中学校 4 校の各 1 学年で実施)	実施人数 計 760 人	骨量測定を取り入れた栄養指導を継続実施

NO.79	中学校給食事業 (学校教育課)		
事業目的	中学校における食育推進及び保護者・生徒への昼食支援を行います。		
事業内容	市内中学校における給食導入を行います。		
目 標	目標指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)
	市立中学校における完全給食実施	試行準備	4 校実施

NO.80	高校生のための食育推進事業（健康づくり課）		
事業目的	思春期世代の適正体重維持・改善とその継続を目指し、自分の適性体重や健康的な食生活への関心・意識を高め、実践できるよう実施します。		
事業内容	市内にある県立高校 2 校で骨量測定や食育授業実施時に、適正体重やそのための食生活について情報提供や指導、また、生徒の保護者向けの食育普及を実施します。		
目 標	目標指標	現状値（H30）	目標値（R6）
	事業実施の継続と食育通信による情報提供数の増加	事業実施校 2 校 食育通信配布は 1 校に 約 900 部	事業実施校 2 校 約 3,340 部（2 校の全 生徒とその保護者）

NO.81	食育料理コンテスト（健康づくり課）		
事業目的	児童生徒とその家族が、食事づくりを通して食への関心や意識を高め、児童生徒の食の自立をすすめます。		
事業内容	児童・生徒対象の食育料理コンテスト。小学生親子・中学生・高校生の 3 部門に分け、朝食やお弁当作りなどをテーマに実施しています。		
目 標	目標指標	現状値（H30）	目標値（R6）
	全参加者数 約 1,550 人以上	コンテスト参加者数 1,589 人	約 1,550 人

（２）子どもの心身の豊かな成長への支援

本市では、青少年育成団体への支援を通じて、子ども・若者の健全な育成を推進しているほか、放課後子ども教室や、国内姉妹都市少年交流事業等を通じて、多様な学習体験や地域との交流の機会を提供し、子ども・若者の自立を支援してきました。

今後も引き続き、子どもの心身の豊かな成長への支援の一環として、新・放課後子ども総合プランに基づく放課後子ども教室の新規開設や児童コミュニティクラブとの一体的な実施のほか、多様な体験活動を通じた子ども同士の交流機会の拡充を図り、子どもたちが健やかに成長できる環境を整備していきます。

NO.82	子ども・若者健全育成支援事業（青少年課）		
事業目的	青少年育成団体への支援を通じて、子ども・若者の健全な育成を推進します。		
事業内容	子ども・若者を健全に育成する人材や団体を支援します。		
目 標	目標指標	現状値（H30）	目標値（R6）
	対象団体への補助の実施	補助団体 12 件	補助団体 12 件

NO.83	子ども体験活動事業 (青少年課)		
事業目的	多様な学習体験や地域との交流の機会を通じて、子ども・若者の自立を支援します。		
事業内容	放課後子ども教室や、国内姉妹都市少年交流事業等を通じて、子どもが様々な体験・経験をするための機会を提供します。 特に、放課後子ども教室の実施にあたっては、放課後子ども総合プランに基づき、児童コミュニティクラブとの連携、一体的な取り組みを進めるため、児童コミュニティクラブ支援員等と放課後子ども教室のコーディネーターの連携を強化し、実施日の調整、共通プログラムの企画等を行います。また、特別な配慮を必要とする児童への対応や余裕教室等の活用についても教育委員会や小学校と連携・協力して、総合的な放課後対策を推進します。		
目 標	目標指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)
	多様な体験学習へ参加した子どもの延べ人数	・多様な体験学習へ参加した子どもの延べ人数 8,050 人	・多様な体験学習へ参加した子どもの延べ人数 10,500 人
	姉妹都市との交流団体に対する助成の実施	・姉妹都市との交流団体に対する助成の継続実施〔参加者〕 ・サッカー60 人 ・バスケットボール 72 人	・姉妹都市との交流団体に対する助成の継続実施
	放課後子ども総合プランの推進に向けた放課後子ども教室の実施か所数	・連携型 1 か所 ・一体型 4 か所	・連携型 1 か所 ・一体型 9 か所

NO.84	子どものスポーツ活動の推進 (スポーツ課)		
事業目的	スポーツを通して、子どもの心身の発達を支援することにより、心と体の健全な育成を図ります。		
事業内容	スポーツ少年団の活動として体力づくりや仲間づくり、ジュニアリーダーの育成を実施します。また、総合型地域スポーツクラブで幼児対象の教室を開催します。		
目 標	目標指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)
	すこやか少年少女スポーツフェスティバルの開催	参加者 1,105 名	1,000 名
	ジュニアリーダー研修会の開催	参加者 33 名	35 名
	幼児親子対象スポーツ教室の開催	参加者親子 10 組	20 組

再掲	放課後児童健全育成事業（児童コミュニティクラブ事業） （子ども育成課）		
事業目的	放課後等に児童の預かりを行い、児童の健全育成を図ります。		
事業内容	保護者が就労や病気などで児童を養育することができない家庭を対象に、放課後等に児童が安全に生活できる場として「児童コミュニティクラブ」を開設し、遊びを通じた生活指導を行います。また、教育委員会や小学校と連携を図り、余裕教室や特別教室、体育館等の利用について調整し、放課後子ども教室とあわせた総合的な放課後対策を推進するとともに、事業内容について、市の窓口やホームページ等で利用者や地域住民へ周知します。		
目 標	目標指標	現状値（H30）	目標値（R6）
	利用希望に対する実利用者の割合	利用希望者 789 人 実利用者 680 人 利用希望に対する実利用者の割合 86.2%	利用希望に対する実利用者の割合 100%
	新たな実施場所の確保	市内全小学校区で 19 教室（10 校で実施 12 クラブ）	実施場所 1 教室分確保
	補助の充実による民間クラブ参入の促進	民間クラブ補助対象 3 事業所	民間クラブ補助の実施 6 事業所
	延長利用の実施	延長を実施	延長を実施

NO.85	青少年健全育成のための公民館事業 （社会教育課）		
事業目的	子どもたちの知的好奇心を高め、豊かな心を育みます。		
事業内容	各公民館で、青少年向けの公民館事業を実施します。		
目 標	目標指標	現状値（H30）	目標値（R6）
	学習・体験事業の参加者数	参加者 286 人	参加者 310 人

NO.86	伊勢原市子ども読書活動推進事業 （図書館・子ども科学館） （教育指導課） （子育て支援課）		
事業目的	子どもたちの年齢や成長に合った「本との出会い」の場を提供し、読書の普及を行うことで、子どもの豊かな心を育みます。		
事業内容	伊勢原市における子ども読書活動の推進に向けて、具体的な施策事業を市民協働により実践します。		
目 標	目標指標	現状値（H30）	目標値（R6）
	学校図書館の環境整備	各校に図書整備員を年 8 回配置	各校に図書整備員を週 2.5 日配置
	市立図書館での読み聞かせサービス事業等の読書普及活動に、市民ボランティアとして携わる人の増加	64 名	73 名
	7 か月健康相談時に絵本を配布するブックスタート提供率	96%	95%

NO.87	科学体験交流事業（図書館・子ども科学館）		
事業目的	科学に関する事業を通じて子ども同士の交流促進を図ります。		
事業内容	子ども科学館の施設を活用して年間を通じての工作・実験・天文の教室を開催し、子どもたちの交流の場を設けます。		
目 標	目標指標	現状値（H30）	目標値（R6）
	サイエンスクラブの実施	14 回	17 回

NO.88	福祉教育推進事業（福祉総務課）		
事業目的	福祉作文の募集を通じて、福祉に関する意識を高めるとともに、思いやりの心を育てます。		
事業内容	子どもたちの福祉に関する意識を高め、思いやりの心を育むため、市内各小・中学校へ福祉作文の募集を行います。		
目 標	目標指標	現状値（H30）	目標値（R6）
	福祉作文の募集	福祉作文の募集 762 点	福祉作文の募集継続

NO.89	ミニデイ(サロン)活動における世代間交流の推進（介護高齢課）		
事業目的	地域の高齢者の介護予防事業として実施しているミニデイ（サロン）活動（民生委員等地域ボランティアにより運営）における、高齢者と子どもたちとの地域交流の取組を支援します。		
事業内容	ミニデイ（サロン）に小学生等を招いたり、小学校に出向いたりして高齢者との交流を行います。子どもたちと高齢者が一緒になって、夏祭り、クリスマス会、卒業生を祝う会、昔遊びなどの行事を行います。		
目 標	目標指標	現状値（H30）	目標値（R6）
	世代間交流活動を行っている、ミニデイ（サロン）の数	4 か所	4 か所

NO.90	子ども学習習慣づくり支援事業（生活福祉課）		
事業目的	生活保護世帯、生活困窮者世帯における小学校 5 年生 6 年生、中学生の学習習慣づくり等を通して、子どもの社会的自立を支援し、貧困の連鎖を解消します。		
事業内容	生活保護世帯、生活困窮者世帯における小学校 5 年生 6 年生、中学生を対象に週 1 回～ 2 回、学習指導を行うことで、高校進学・卒業のための学習習慣をつくり、学業からの離脱防止を図ります。また、進学に係る貸付や生活保護の制度について説明し、子どもや保護者の高校進学等への意欲向上を図ります。		
目 標	目標指標	現状値（H30）	目標値（R6）
	高校中途退学率の低下	中途退学率 6 % (・高校在籍 3 5 名 ・中途退学者 2 名)	中途退学率 5 %

NO.91	子ども・若者育成施設運営管理事業 (青少年課)		
事業目的	子ども・若者の居場所づくり活動を支援し、健やかな育成を図ります。		
事業内容	子ども・若者の育成や活動の拠点となる施設の運営管理を総合的に行います。 なお、公共施設等総合管理計画及び実施計画に基づく、施設の見直しに適切に対応します。		
目 標	目標指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)
	子ども・若者の育成や活動の拠点となる施設	・青少年センター ・児童館 ・日向ふれあい学習センター ・青少年広場	・児童館 ・青少年広場

NO.92	市民参加の公園づくり (みどり公園課)		
事業目的	子どもが安全で安心して公園で遊べるように施設改修や公園管理を推進します。		
事業内容	市民ニーズに対応した公園づくりを進めるため、地元住民と公園の在り方の検討を行い、公園施設（遊具等）の更新を行うとともに、公園愛護会により、市民参加型の公園管理を推進します。		
目 標	目標指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)
	公園愛護会の増加	69 団体	89 団体

NO.93	交通安全教育の推進 (市民協働課 交通防犯対策担当)		
事業目的	交通安全教育を通じて事故のない社会を目指します。		
事業内容	市内の全ての保育所、幼稚園、小学校、中学校を含め、世代や対象に応じた交通安全意識の啓発や交通安全指導等の交通安全教育を推進します。		
目 標	目標指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)
	交通安全教育の実施回数	44 回	40 回以上

NO.94	通学路の安全対策 (学校教育課)		
事業目的	児童生徒が安全に安心して通学できる環境を整備します。		
事業内容	市内小中学校で実施する通学路点検において寄せられる道路や交通施設の整備や補修等の要望に対して各所管で対策や対応方針などを決定し実施することで通学路の安全点検を図ります。		
目 標	目標指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)
	小中学校の通学の安全点検の実施回数	1 回/校	1 回/校

(3) 子どもの学習環境の充実

本市では、小中学校施設の充実とともに、地域に開かれた学校づくりや、国際教育・外国語教育の充実、情報教育の充実など、地域に根ざした学習活動を推進してきたほか、児童生徒一人一人に応じたきめ細やかな学習指導と、幼保小・中学校の連携を推進し、円滑な接続を支援してきました。

今後も引き続き、「伊勢原市第2期教育振興基本計画」の目指す教育の方向性等に基づき、学校教育の充実を進めるとともに、社会で自立していくための基礎となる「生きる力」を育むための事業や、スポーツ・文化芸術活動に親しむ機会の充実のための取組を推進していきます。

NO.95	教育研究、研修の充実 (教育指導課)		
事業目的	教職員の資質能力の向上を目指し、授業研究を中心として研究・研修内容の充実を図るとともに、学校と教育委員会の協働による研究・研修体制を構築します。		
事業内容	小中学校に対する教育指定研究や教職員への研修等を計画的に推進し、教職員の資質及び指導力の向上を図ります。		
目 標	目標指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)
	指定校による学校研究の実施	指定校による教育研究の継続実施 ・小学校：3校 ・中学校：2校	指定校による教育研究の継続実施 小中学校合わせて5校
	初任者から3年目までの全ての小中学校教員を対象とした学習指導訪問の実施	初任者から3年目までの全ての小中学校教員を対象とした学習指導訪問の継続実施	初任者から3年目までの全ての小中学校教員を対象とした学習指導訪問の継続実施

NO.96	学習活動支援事業 (教育指導課)		
事業目的	児童生徒一人一人に応じたきめ細やかな指導が行われるとともに、幼保小・中学校の円滑な接続を図ります。		
事業内容	小学校低学年における集団生活への適応と基本的な生活習慣の修得、基礎・基本の確実な定着を図り、学習に取り組む姿勢の修得のため、指導補助員の配置及び小学校1・2年生の35人学級を実施します。また、中学校についても、学習支援及び集団生活への適応を図るため指導補助員を配置します。		
目 標	目標指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)
	指導補助員の配置	・小学校に12人、中学校に5人の指導補助員を配置	・小学校は大山小を除く9校に1～2名の指導補助員を継続配置 ・中学校は4校に1～2名の指導補助員を継続配置
	小学2年生までの35人学級編成の実施	全小学校で、2年生までの35人学級を実施	小学2年生までの35人学級編成の継続実施

NO.97	移動教室推進事業 (教育指導課)		
事業目的	学習指導要領に基づく、地域の科学館や図書館を活用した学習を展開することで学校教育を充実します。		
事業内容	図書館・子ども科学館における移動教室を実施します。		
目 標	目標指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)
	子ども科学館・図書館における移動教室の実施 (小学校4年生、6年生、中学校1年)	小学校4年生、6年生、 中学校1年を対象にした 移動教室を年間44回 実施	子ども科学館・図書館に おける移動教室の実施 (小学校4年生、6年 生、中学校1年)

NO.98	文化教育推進事業 (教育指導課) (教育センター)		
事業目的	児童生徒の感性、表現力、想像力を磨き、豊かな人間性の育成に努めます。		
事業内容	児童生徒による文化活動や音楽鑑賞の文化行事に対して助成を行い、児童生徒の豊かな情操や感性を培う体験の場を提供します。		
目 標	目標指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)
	小中学校文化教育 各毎年1回実施 ・音楽鑑賞会(5年生) ・演劇鑑賞会(6年生) ・中学校音楽会 ・中学校演劇発表会 ・中学校美術展・理科展 ・読書感想文コンクール ・中学校書き初め展	各年1回実施 ・音楽鑑賞会(5年生) ・演劇鑑賞会(6年生) ・中学校音楽会 ・中学校演劇発表会 ・中学校美術展・理科展 ・読書感想文コンクール ・中学校書き初め展	各毎年1回実施 ・音楽鑑賞会(5年生) ・演劇鑑賞会(6年生) ・中学校音楽会 ・中学校演劇発表会 ・中学校美術展・理科展 ・読書感想文コンクール ・中学校書き初め展

NO.99	情報教育推進事業 (教育指導課)		
事業目的	児童生徒の情報活用能力や情報モラルを育成するとともに、教職員の校務の効率化を図り、児童生徒一人一人に向き合う時間を増やします。		
事業内容	校務支援システムや学習でのコンピュータの活用を図るため、教職員に対して研修会等を実施します。また、児童生徒に対してインターネットや携帯電話などの適切な使い方を始めとする情報モラル教育を充実します。		
目 標	目標指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)
	情報教育研修会の実施	情報教育研修会を年1回実施	情報教育研修会を年1回実施
	ICT活用研修会の実施	ICT活用研修会を年2回実施	ICT活用研修会を年2回実施
	コンピュータの機器の整備	コンピュータの機器の整備	コンピュータの機器の整備
	コンピュータを活用した教育活動の実施	コンピュータを活用した教育活動の実施(総合的な学習等)	コンピュータを活用した教育活動の実施(総合的な学習等)
	情報モラル教育の実施(携帯電話教室等)	情報モラル教育の実施(携帯電話教室等)	情報モラル教育の実施(携帯電話教室等)

NO.100	部活動推進事業 (教育指導課)		
事業目的	中学校部活動の推進及び活性化を図ります。 また、中学校部活動に加入する保護者の経費的負担を軽減します。		
事業内容	中学校における部活動の振興を図るため、指導協力者を各中学校に派遣するとともに、生徒の各種大会への参加及び大会の運営について中学校体育連盟に対し助成します。		
目 標	目標指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)
	部活動指導協力者の派遣	部活動指導協力者を 37 名派遣	部活動指導協力者の派遣
	全国関東大会生徒派遣旅費等助成	9 名に対し、全国関東大会生徒派遣旅費等助成の実施	全国関東大会生徒派遣旅費等助成の継続実施
	伊勢原市中学校体育大会運営助成	伊勢原市中学校体育大会運営助成の実施	伊勢原市中学校体育大会運営助成の継続実施

NO.101	創意ある学校づくり推進事業 (教育指導課)		
事業目的	児童生徒の「生きる力」を育むため、家庭や地域と連携を図りながら、創意ある教育活動を推進します。		
事業内容	各学校で、「開かれた学校」、「総合的な学習の時間」等、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開し、学校・家庭・地域社会が連携協力（「地域連絡会」の運営）して、地域を挙げて子どもを育む教育を充実します。		
目 標	目標指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)
	地域指導協力者の参加による教育活動の実施指導協力者数	年間約 7,000 人の地域指導協力者の参加による教育活動を実施	年間約 7,000 人の地域指導協力者の参加による教育活動を実施
	「学校へ行こう週間」を各校で実施	「学校へ行こう週間」を 10 月下旬頃から約 2 週間実施	「学校へ行こう週間」を各校で実施
	「学校地域連絡会」を各校で開催	「学校地域連絡会」を各校約 3 回開催	「学校地域連絡会」を各校で実施

NO.102	小学校教科担当制等推進事業 (教育指導課)		
事業目的	小学校高学年において教科担当制を実施し、小中学校の連携により、きめ細やかな学習指導や生活指導の充実を図ることで、児童の学力向上と円滑な中学校生活への適応を支援します。		
事業内容	中学校教員の小学校への派遣及び非常勤講師の配置などを行い、小学校において教科担当制を実施します。		
目 標	目標指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)
	小学校教科担当制等に係る非常勤講師の配置校数	3 校	9 校

NO.103	特色ある教育推進事業 (教育指導課)		
事業目的	大山小学校において豊かな自然や伝統文化、少人数の環境等を生かした特色ある教育活動を推進します。		
事業内容	地域の自然や伝統文化、少人数の環境を生かした体験的な活動の充実を図り、併せて、通常教育課程の中で外国語（英語）教育の充実や ICT 機器の利活用を進め、特色ある豊かな教育活動を行います。また、小規模特認校制度を活用し学区外からの児童の受け入れを行うことで、学校規模の適正化や教育活動のさらなる活性化を図ります。		
目 標	目標指標	現状値（H30）	目標値（R6）
	少人数の環境を生かした体験的な活動の充実	全校児童が参加する外国語の時間を設定し異学年での交流活動を実施	少人数の環境を生かした体験的な活動の推進
	地域の自然や伝統文化を生かした活動の充実	創作狂言や大山桜の見学等の地域の自然や伝統文化を生かした活動の実施	地域の自然や伝統文化を生かした活動の推進

NO.104	外国語教育推進事業 (教育指導課)		
事業目的	小中学校における外国語教育を推進するとともに、国際理解教育を充実します。		
事業内容	各小中学校へ A L T（外国語指導助手）を配置します。		
目 標	目標指標	現状値（H30）	目標値（R6）
	A L T 配置時数（1 クラス） 小学校高学年 17 時間 小学校中学年 10 時間 中学校 17 時間	A L T 配置時数（1 クラス） 小学校高学年 17 時間 小学校中学年 10 時間 中学校 17 時間	A L T 配置時数（1 クラス） 小学校高学年 20 時間 小学校中学年 20 時間 中学校 17 時間

NO.105	日本語指導等協力者派遣事業 (教育指導課)		
事業目的	小中学校在籍の外国籍・海外帰国等児童生徒の日本語習得の支援や学校生活への円滑な適応を支援します。		
事業内容	日本語指導を必要とする児童生徒の実態に応じて、小中学校からの申請を受け派遣します。		
目 標	目標指標	現状値（H30）	目標値（R6）
	児童生徒の実態に応じた日本語指導等協力者の派遣（小学校 9 校、中学校 4 校）	日本語指導を必要とする児童生徒 97 名に対し、実態に応じて日本語指導協力者 11 名を派遣実施	日本語指導を必要とする児童生徒に対し、実態に応じて日本語指導協力者の派遣を実施

NO.106	幼稚園・保育所と小学校の連携推進（教育指導課）		
事業目的	幼稚園・保育所と小学校の連携を推進し、幼稚園・保育所から小学校への円滑な適応を支援します。		
事業内容	各小学校において、幼稚園や保育所との交流活動を年間計画に位置づけ、年長児と児童との交流活動や授業参観を行います。		
目 標	目標指標	現状値（H30）	目標値（R6）
	・交流活動の年間 1 回以上の実施 ・教職員間の情報共有及び指導法の工夫に向けた取組の促進	各校において、交流活動の年間 1 回以上の実施	各校において、交流活動の年間 1 回以上の実施

NO.107	地域教育機関等連絡協議会の開催（教育センター）		
事業目的	子どもたちの知・徳・体のバランスある成長のために、市内教育機関等の連携と関係職員、幼児・児童生徒の交流を図ります。		
事業内容	市内幼稚園、保育所、小・中学校、高等学校、特別支援学校、市関係課で構成する協議会を設置・運営し、教職員間や子どもの交流を通して異校種間の交流を促進します。		
目 標	目標指標	現状値（H30）	目標値（R6）
	地域教育機関等連絡協議会活動の実施	4 回開催	4 回開催

NO.108	幼稚園教材費補助（子ども育成課）		
事業目的	幼児教育の重要性を認識し、幼児教育の充実及び保護者の経済的負担を軽減します。		
事業内容	幼稚園、認定こども園の設置者に対し、教材教具の購入等に要する経費の一部を助成します。		
目 標	目標指標	現状値（H30）	目標値（R6）
	教材教具の購入に要する費用の助成	幼稚園、認定こども園への助成	幼稚園、認定こども園への助成

NO.109	小中学校校舎等改修事業（教育総務課）		
事業目的	施設・設備の改修により、教育環境の充実を図ります。		
事業内容	校舎トイレのリニューアルや個別重要課題解消のための工事を実施します。		
目 標	目標指標	現状値（H30）	目標値（R6）
	トイレリニューアル	20 か所	新総合計画と整合

NO.110	小中学校施設維持管理（教育総務課）		
事業目的	施設・設備の修繕により、既存施設の維持保全を図ります。		
事業内容	校舎等の屋根防水や外壁修繕等を実施します。		
目 標	目標指標	現状値（H30）	目標値（R6）
	外壁修繕	12 棟	新総合計画と整合

（４）子ども自身の悩みに対する相談や指導

本市では、子ども・若者を対象とする相談事業や非行防止活動を通じて、困難を抱える子ども・若者やその家族を支援しているほか、適応指導教室事業等を通じて、不登校児童生徒の学校復帰を支援してきました。

今後も引き続き、子どもたちの身近な場所で、悩みや不安の解消、健やかな心身の成長を支援できるよう、専門的な相談体制の整備、学校・家庭・地域及び関係機関との連携づくりを進めていきます。

NO.111	子ども・若者相談事業（青少年課）		
事業目的	相談事業や非行防止活動を通じて、困難を抱える子ども・若者やその家族を支援します。		
事業内容	子ども・若者を対象とした相談、困難を抱える子ども・若者の支援、非行・被害防止活動などを実施します。		
目 標	目標指標	現状値（H30）	目標値（R6）
	・相談実施 ・制度周知	相談受理件数 171 件	・相談の継続実施 ・制度周知
	街頭指導の実施	街頭指導回数 291 回 補導件数 2 件	街頭指導の継続実施

NO.112	適応指導教室事業（教育センター）		
事業目的	不登校児童生徒の学校復帰を支援し、社会的自立を図ります。		
事業内容	不登校児童生徒のための適応指導教室を運営し、在籍学校に復帰できるよう支援します。		
目 標	目標指標	現状値（H30）	目標値（R6）
	通室児童生徒の通室率	54%	80%

NO.113	教育相談事業（教育センター）		
事業目的	児童生徒の抱える様々な問題に対応するための相談を実施し、一人一人の成長・発達を支援します。		
事業内容	伊勢原市内に在住、在学の児童生徒についての教育相談（学校不適応・家庭教育等）を、本人や保護者又は教職員などから受けます。		
目 標	目標指標	現状値（H30）	目標値（R6）
	一日あたりの教育相談員の配置人数	5.6 人/日	6.4 人/日
	スクールカウンセラーの配置	小学校 月 2 回 中学校 週 1～2 日	小学校 月 4 回 中学校 週 1～2 日

基本目標 4 専門的な支援や配慮が必要な子ども・家庭への取組を進めます

(1) 発達に不安がある子どもやその家族への支援

本市では、臨床心理士等の専門職による各種相談事業や、就学相談・教育相談を通じて、発達相談や発達に不安がある子どもとその保護者への支援を進めているほか、保育所や児童コミュニティクラブにおいて、発達に不安のある子どもがともに生活を送れるよう、受け入れ体制の整備に努めてきました。

今後も引き続き、発達に関わる相談事業の充実に努め、通所支援、訪問支援等を通じて、発達に不安がある子どもやその家族への支援を図るほか、「伊勢原市障がい者計画・障がい福祉計画及び障がい児福祉計画」に基づく事業と連携し、子ども・子育て支援に関わる事業における、発達に不安のある子どもや医療的ケアを必要とする子どもの受け入れ体制の充実に努めていきます。

再掲	発達(療育)相談 (子ども家庭相談課)		
事業目的	専門職による療育相談を行い、一人一人の状況に応じた適切な支援につなげ、子育てに対する不安の解消を図ります。		
事業内容	心身の発達に遅れや心配のある乳幼児とその保護者に対し、専門的な助言及び支援を行います。 また、認定こども園や保育所、障害者相談支援事業所、教育センター等の関係機関と連携をすることにより、発達に困難さを抱える子どもの支援ができるように環境を整えていきます。		
目 標	目標指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)
	乳幼児発達(療育)相談の実施	乳幼児発達(療育)相談の実施 件数 2,508 件 (実人数 284 人)	乳幼児発達(療育)相談の実施 件数 2,500 件 (実人数 285 人)
	認定こども園等へ訪問する巡回相談の実施	巡回相談に訪問した施設の数 11 か所	巡回相談に訪問した施設の数 13 か所
	乳幼児発達(療育)相談を受けた児の所属する園や所等へ訪問及び連絡調整	実施継続	実施継続
	乳幼児から 18 歳未満児の児童に至る一貫した相談体制の整備に向けた検討・運用	検討継続	関係機関と実施に向けた検討

NO.114	障害児相談支援 (障がい福祉課)		
事業目的	障がい児や発達に不安のある子どもに対し、就学前から就学、就労に至るまでの一貫した相談支援体制の充実に努めます。		
事業内容	障がい児や発達に不安のある子どもに対し、福祉サービスの利用援助、社会資源の活用や社会生活力を高めるための相談支援を行います。		
目 標	目標指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)
	支援計画作成申請者への作成費の給付	478 人	支援計画作成申請者への作成費の給付

NO.115	就学相談 (教育センター)		
事業目的	特別な教育的支援を要する幼児、児童生徒の健やかな成長を支援します。		
事業内容	支援を必要とする児童生徒の就学及び進学に関わる相談を行います。		
目 標	目標指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)
	就学相談の実施	相談件数 149 件	就学相談継続実施

再掲	教育相談事業 (教育センター)		
事業目的	児童生徒の抱える様々な問題に対応するための相談を実施し、一人一人の成長・発達を支援します。		
事業内容	伊勢原市内に在住、在学の児童生徒についての教育相談（学校不適応・家庭教育等）を、本人や保護者又は教職員などから受けます。		
目 標	目標指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)
	一日あたりの教育相談員の配置人数	5.6 人/日	6.4 人/日
	スクールカウンセラーの配置	小学校 月 2 回 中学校 週 1～2 日	小学校 月 4 回 中学校 週 1～2 日

NO.116	はぐくみサポートファイルの配付 (障がい福祉課)		
事業目的	保護者が子どもの成長を記録することで、子どもに関わる情報を一元管理し、保護者が相談や支援が必要になったときに、保護者と関係機関の間で情報を共有することで、ライフステージに応じた切れ目のない支援を提供します。		
事業内容	子どもの成長記録等の情報を学校や関係機関などで共有するため、関係機関において情報を一元管理できるファイルを配付し、支援に活用します。		
目 標	目標指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)
	利用希望者に対するファイルの配付	100 冊	利用希望者に対するファイルの配付

NO.117	教育・保育施設での障がい児受入 (子ども育成課)		
事業目的	特別な支援が必要な子どもが集団の中で教育・保育を受けることができる環境を整備します。		
事業内容	特別な支援が必要な子どもが通園している教育・保育施設の設置者に対して、特別な支援が必要な子どもを受入れた場合の運営費の一部を助成します。		
目 標	目標指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)
	補助対象児童が通う園に対する補助の実施	補助の実施 22 施設 56 人	補助の実施

NO.118	保育所発達サポート事業 (子ども育成課)		
事業目的	保育所の入所児とともに集団生活を送ることで、発達に心配のある未就学の子どもの段階的な発達を支援します。		
事業内容	公立保育所で一定期間通所させ、子どもの状態に応じた保育を行う。		
目 標	目標指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)
	希望者への実施	実利用児童数 0 人	希望者への実施

NO.119	医療的ケア児の受入体制整備 (子ども育成課)		
事業目的	医療的ケア児に対する総合的な受入体制の構築を図ります。		
事業内容	医療的ケア児を受け入れる教育・保育施設に対し、受入体制整備に係る支援を行います。		
目 標	目標指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)
	医療的ケア児の受入体制の整備	未実施	受入体制支援

NO.120	児童コミュニティクラブでの障がい児受入 (子ども育成課)		
事業目的	障がい児が地域の中でともに生活が送れるように、児童コミュニティクラブで預かりを行います。		
事業内容	入所を希望し、入所要件を満たす全ての障がい児が児童コミュニティに入所できるよう、地域と協力しながら各クラブの受入体制を整備します。		
目 標	目標指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)
	各クラブに指導員を追加配置	必要な場合に各クラブに指導員等を追加配置 年間 2 人受入れ	必要な場合に各クラブに指導員等を追加配置

NO.121	特別支援教育推進事業 (教育センター)		
事業目的	支援を必要とする児童生徒が、社会的自立を目指して学び、活動できるようにします。		
事業内容	支援を必要とする児童生徒が、それぞれの状況に適した教育を受けられるよう、適切な就学指導等を行います。(市就学指導委員会の開催、特別支援学級の設置など)		
目 標	目標指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)
	教育支援委員会の継続開催	教育支援委員会開催 5 回/年	教育支援委員会開催 5 回/年
	特別支援学級の設置・運営	市内小中学校全校配置	市内小中学校全校配置

NO.122	特別支援教育環境整備事業 (教育センター)		
事業目的	支援を必要とする児童生徒一人一人の教育的ニーズに即した指導環境を整備します。		
事業内容	支援を必要とする児童生徒が適切な教育を受けられるよう、特別支援学級介助員を配置します。		
目 標	目標指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)
	小・中学校への介助員の配置	規定に基づく配置 ・小学校 21.5 人/ 1 日 ・中学校 4.5 人/ 1 日	規定に基づく配置

NO.123	通級指導教室推進事業 (教育センター)		
事業目的	集団行動やコミュニケーション、言葉の理解や表現が苦手な児童が、学校生活に適應できるよう支援します。		
事業内容	「まなびの教室」「ことばの教室」の教育環境整備を充実します。 ・「まなびの教室」はコミュニケーションが苦手な子どもを対象に、「ことばの教室」は言葉の発音が苦手な子どもを対象に実施しています。 ・通級指導教室担当教員が個別指導を基本に、支援を行います。		
目 標	目標指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)
	まなびの教室の受入れ可能人数の増加	1校3教室 (35人)	3校4教室
	ことばの教室の入室対象児童全員の受入	1校2教室 (26人)	1校2教室

NO.124	障害児通所支援 (障がい福祉課)		
事業目的	子どもの成長や発達に応じた適切な支援が身近な地域で受けられるよう、通所によるサービスの充実を図ります。		
事業内容	未就学児への療育を行う「児童発達支援」や、就学後の療育を行う「放課後等デイサービス」などの通所サービスを行います。		
目 標	目標指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)
	利用希望者に対するサービス支給の決定	児童発達支援 264人 放課後等デイサービス 272人 保育所等訪問支援 18人	利用希望者に対するサービス支給の決定

再掲	日中一時支援事業 (障がい福祉課)		
事業目的	障がい児の日中における活動の場を確保するとともに、障がい児の家族の就労支援と障がい児を日常的に介護している家族の一時的な負担の軽減を図ります。		
事業内容	障がい児の日中における活動の場を確保するとともに、障がい児の家族の就労支援と障がい児を日常的に介護している家族の一時的な介護負担を軽減するため、サービスを実施します。		
目 標	目標指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)
	利用希望者に対するサービス支給の決定	136人	利用希望者に対するサービス支給

NO.125	レスパイトサービス (障がい福祉課)		
事業目的	知的障がい児者がいる家族の日頃の心身の疲れを軽減するとともに、本人の社会性と自立心を養います。		
事業内容	障がい児者の家族が疾病等のために家族内の介護が困難となった場合や家族の日頃の介護疲れを解消する場合などに、夏季・春季・冬季期間、民間事業所で障がい児を一時的に預かり、養育や介護を行います。		
目 標	目標指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)
	夏季 (7/21～8/31) の期間で学校の長期休暇中の事業実施日数	夏季 36 日	夏季 42 日
	冬季 (12/25～1/7) の期間で学校の長期休暇中の事業実施日数	冬季 5 日	冬季 5 日
	春季 (3/26～4/4) の期間で学校の長期休暇中の事業実施日数	春季 5 日	春季 5 日

(2) 虐待の防止や保護が必要な子どもへの支援

本市では、医療機関との連絡会や要保護児童対策地域協議会を通じた関係機関、関係部署相互の連携強化とともに、養育支援訪問事業等の事業実施を通じて、要保護児童、要支援児童及び特定妊婦などの適切な保護や支援、児童虐待の予防及び早期発見・対応に努めてきました。

今後も引き続き、増加、多様化するニーズに対応するための支援メニューの充実や相談員を確保するとともに、要保護児童対策地域協議会等を通じた関係者と連携強化を進め、子育て世代包括支援センターと連携し、妊娠期から子育て期にわたる総合的相談や支援を行うことで、児童虐待の未然予防及び早期発見、迅速な対応に努めていきます。

NO.126	養育支援訪問事業 (子ども家庭相談課)		
事業目的	様々な要因で養育が困難になっている家庭に保健福祉サービスを短期集中して導入することにより、養育上の諸問題の解決、虐待要因の解消を図り、虐待を未然に防止します。		
事業内容	要保護児童、要支援児童及び特定妊婦などに対し、虐待要因を軽減し、在宅生活を維持できるよう、対象者に応じた保健福祉サービスを短期に集中的に導入し、養育・生活基盤の最低限の保障をし、養育が適切に行われるよう支援をします。		
目 標	目標指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)
	相談や申請により支援が必要となる養育者に対する支援の実施	養育支援訪問 13 件 専門職訪問 34 回 ファミサポ 利用支援 2 回 ホームヘルプ 派遣 15 回	24 人

NO.127	児童虐待防止等事業 (子ども家庭相談課)		
事業目的	要保護児童、要支援児童及び特定妊婦などの適切な保護や支援を通じて、児童虐待の予防及び早期発見・対応に努めます。		
事業内容	要保護児童対策地域協議会の連携の強化、児童虐待の予防及び早期発見(初期対応)、適切な支援に関する取組を行います。		
目 標	目標指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)
	啓発事業(未然防止及び適切な対応に向けた研修会の開催や市民への周知を図るための啓発資料の作成・配付)の実施	児童虐待防止啓発事業 参加者 1000 人 配布物品 1000 個	児童虐待防止啓発事業 参加者 1400 人 配布物品 1000 個
	子ども虐待防止電話相談の周知、実施	電話相談件数 23 件	電話相談件数 28 件
	産科を有する医療機関との連絡会の開催	産科連絡会 開催回数 12 回 検討件数 283 件	産科連絡会 開催回数 12 回 検討件数 283 件
	要保護児童対策地域協議会の連携強化及び庁内関係部署との横の連携強化(居住実態が把握できない児童に関するガイドラインの運用)	居住実態調査 確認率 100%	居住実態調査 確認率 100%

再掲	訪問指導(妊産婦、未熟児、乳幼児) (子育て支援課)		
事業目的	乳幼児の健康や生活実態を把握し、保健指導や養育者への支援を目的とする家庭訪問を行います。		
事業内容	乳幼児のいる家庭に訪問し、子どもの健康等に関わる相談や保健指導、保護者からの子育てに関わる様々な相談に応じ、必要に応じて関係機関との連絡調整や支援を行います。		
目 標	目標指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)
	訪問対象者に対する訪問実施数の実施率	実施率 100% 訪問対象者数 489 件 訪問実施数 514 人 乳幼児健康診査未受診者訪問対象者数 12 件 訪問実施数 12 人	実施率 100%

(3) その他配慮が必要な子ども・家庭への支援

我が国の「子どもの貧困率」は主要先進国の中でも割合が高く、平成 26 年には「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、全国でも様々な取組が広がっています。本市では、「学習支援」や「子ども食堂」などが市民レベルで取り組まれる中、市としても、子どもの貧困対策を推進するため、教育の支援・生活の支援・保護者の就労支援・経済的支援の各分野から、関係する相談機能や支援制度を組織横断的にまとめ、平成 29 年 10 月に「子どもの未来応援メニューガイドブック“スタート”」を発行しました。

今後は、令和元年に実施した「子どもの貧困対策に関する実態調査」の結果から、子どもや保護者の実情や支援ニーズはもとより、支援者側から捉えた実態や課題などを分析した上で、

「（仮称）子どもの貧困対策を推進するための取組方針」を策定し、さらなる子どもの貧困対策の推進に取り組んでいきます。

また、国際化の進展から、地域における外国人等の保護者が、適切に教育・保育施設等を利用できるよう保護者や施設に対する取組を進めていきます。

NO.128	外国につながる子ども及び保護者支援（子ども育成課）		
事業目的	外国につながる子どもが円滑な教育・保育等の利用ができるよう利便性の向上を図ります。		
事業内容	外国につながる子どもの保護者及び教育・保育施設等に対し支援を行います。		
目 標	目標指標	現状値（H30）	目標値（R6）
	外国につながる子どもが教育・保育を受けやすい環境の整備	未実施	通訳できる環境の整備

NO.129	子どもの貧困対策推進事業（子育て支援課）		
事業目的	子どもの貧困対策の推進に関する法律の規定に基づき、子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されることのない社会を実現するため、関係部署が連携し、子どもの貧困対策を推進します。		
事業内容	子どもの貧困対策に関連する支援施策をまとめ、市民に分かりやすく発信するとともに、ワンストップ相談窓口の設置や地域ニーズ把握のため実態調査を行い、調査結果等に基づいて既存事業の拡充や新規事業の検討を行います。		
目 標	目標指標	現状値（H30）	目標値（R6）
	子どもの貧困対策事業の拡充	実態調査実施	継続実施

子どもの貧困対策について

■ 社会背景と取組の必要性

核家族化の進展や共働きの一般化、地域社会のつながりが希薄になるなど、子育てを取り巻く環境は多様化・複雑化しており、それぞれの子育て家庭の状況や子どもひとり一人の個性に寄り添った支援が必要になっています。

子どもを健やかに育成するためには、経済的な格差も大きな課題となりますが、平均所得の半分を下回る世帯の17歳以下の子どもの割合を示す、平成28年における我が国の「子どもの貧困率」は13.9%となっています。この割合は、先進国（経済開発協力機構加盟国）の平均値である13.3%を上回る高い水準にあり、我が国の子どもの貧困は深刻な社会問題として顕在化しています。

このような社会情勢を背景として、子どもの将来が生まれ育った環境によって、その将来が左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、平成26年に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行されました。

この法律では、教育の支援・生活の支援・保護者の就労支援・経済的支援の充実を基本理念として、これらを総合的に推進するために、国・都道府県・市町村の役割が規定され、本市としても、地域の実情に応じた様々な対策を講じていく必要があります。

■ 取組の位置づけと経緯

(1) 取組の位置づけ

子どもの貧困対策に関する本市の主な取組としては、平成 28 年度から重点施策「子育て環境づくり」の中に位置づけて取組を始め、平成 30 年度からは、第 5 次総合計画後期基本計画のリーディングプロジェクト「未来につなげる子育て環境づくり」に継承しながら、子育て支援に関連する部署が組織横断的に連携・連動して、関連施策等を推進しています。

(2) 主な取組の経緯

◆ ～平成 27・28 年度

- ・神奈川県が主催し市が協力して「ひとり親家庭アンケート調査」を実施しました。
- ・NPO 法人が実施する子ども食堂や学習支援に対して、運営に関する相談支援や助成金の情報提供、教員 O B の紹介や関係団体との連携促進、活動場所の確保などを支援しました。



◆ 平成 29 年度

- ・子どもの貧困対策の社会的な認知度を高めるため、神奈川県が企画した「かながわ子どものみらい応援団」に、市として参加を表明しました。
- ・支援施策をまとめた「子どもの未来応援メニューガイドブック“スタート”」を作成、同内容によるポータルサイトを開設しました。



◆ 平成 30 年度

- ・生活保護受給世帯や就学援助費受給世帯等を対象として、「子どものいる世帯の生活状況等に関するアンケート調査」を実施しました。

伊勢原市 子どものいる世帯の生活状況等に関するアンケート調査【平成 30 年 3 月】

◆ 調査ご協力のお願い ◆

市長の皆さまへ
日ごろから伊勢原市政の運営につきまして、ご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。
市では、重点施策である「子育て環境づくり」を推進しており、皆さまの子育てを応援するため、様々な支援に取り組んでいます。今後、より効果的な取組を進めていくために、本市の支援制度を利用されている方々の中から、日ごろの暮らしの様子や子育ての悩みや充実を期待する支援施策等について、直接ご意見をいただくアンケート調査を実施させていただきます。
ご回答いただいた方は、広く教育・福祉・子育て関連施策の充実に向けた検討や各種計画の策定に活用させていただきます。調査は無記名で行い、個人が特定されることはありませんので、調査の趣意をご理解いただき、ぜひ、ご協力くださいますようお願いいたします。

◆ 令和元年度

- ・市域における相対的な子どもの貧困の状況を把握するため、小学 5 年生と中学 2 年生及びその保護者、並びに支援者を対象とした「子どもと子育て家庭の生活実態調査」を実施しました。

◆ ご記入にあたってのお願い ◆

- 回答にあたっては、お子様の保護者がお答えください。
- 回答は、郵送または郵投式（おてはまる数字などを〇で1つまたは複数箇所をの）が好ましい。
- 回答の記入は、直接このアンケート調査票にボールペンや黒い鉛筆でしっかりと記入願います。
- 段組に関する注意事項は、各ページの下端をご覧ください。

◆ 回答期限・提出方法 ◆

ポスト投函期限：平成 30 年 4 月 30 日（月）

- ご記入いただいた調査票は、開封の返信用封筒に入れて、ポストに投函してください（切手は不要です）。

◆ この調査の事務担当・お問い合わせ ◆

伊勢原市 生活福祉課・子育て支援課・学校教育課



〒259-1188 伊勢原市田中348番地
TEL：0463-94-4711（代表） FAX：0463-95-7612



■ 子ども・子育て支援事業計画への位置づけ

「子どもの貧困対策の推進に関する法律」では、これまで政府には「子どもの貧困対策に関する大綱」の策定を義務づけるとともに、都道府県には「子どもの貧困対策に関する計画」の策定について努力義務を規定していましたが、令和元年6月に同法が改正され、市町村にも計画策定に関する努力義務が規定されました。

子どもの貧困対策は、子育て支援施策全般にまたがるため、関連施策と連携して取り組むことにより、総合的かつ効果的に推進することができることから、本市としては、子育て支援に関して全方位的に網羅されている「子ども・子育て支援事業計画」に一体的に盛り込むこととし、喫緊の課題として着実に対応していく必要性に鑑み、同計画の見直しに合わせて、第2期計画から子どもの貧困対策を位置づけることとしました。

なお、施策の体系や具体的な取組、施策推進のための指標などについては、令和元年度に実施した「子どもと子育て家庭の生活実態調査」や「支援者ヒアリング」の結果などを基礎資料として、令和2年度に策定を予定している、「（仮称）伊勢原市子どもの貧困対策に関する取組方針」の中で定めていきます。

第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法では、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備状況その他の条件を総合的に勘案して、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域として、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の提供単位である「教育・保育提供区域」を定めることとされています。

本市では、平成 27 年 3 月に策定した第 1 期計画「伊勢原市子ども・子育て支援事業計画」（計画年間：平成 27 年度～平成 31 年度）において、平日日中の教育・保育については、社会的、地理的な条件、保護者の移動実態、現在の幼稚園、保育所の利用実態などを勘案し、市域全域を 1 区域として設定し、地域子ども・子育て支援事業についても、教育・保育施設の区域と共通とすることが基本となること、市域全体を単位として実施している事業が多いことを勘案し、教育・保育と同様に、市域全域を 1 区域として設定しました。

また、放課後児童健全育成事業（児童コミュニティクラブ）については、小学校区を単位として実施していることから、「小学校区」を 1 区域として設定しました。

第 2 期計画においても同様の考え方とし、本計画の提供区域は第 1 期計画と同じ区域設定を踏襲します。

2 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込み推計の考え方

子ども・子育て支援事業計画では、5 年を 1 期として、5 年間の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業についての量の見込みを算出し、その確保方策（提供体制の確保の内容及び実施時期）を定めることとなっています。

(1) 量の見込み及び確保方策を設定する事業

教育・保育

支給認定区分			対象事業	事業概要
1号	子どもが満3歳以上	専業主婦（夫）家庭、就労時間が短い家庭、又は共働きであるが幼稚園等の利用を希望する家庭	● 認定こども園 ● 幼稚園	認定こども園（幼稚園と保育所の機能を併せ持つ施設）及び幼稚園で、教育標準時間（1日4時間程度）の教育を実施します。
2号	子どもが満3歳以上	共働きの家庭	● 認定こども園 ● 保育所	認定こども園及び保育所で、両親ともにフルタイムで就労する場合、又はそれに近い場合は、保育標準時間（1日11時間）までの利用に対応します。 また、両親の両方又はいずれかがパートタイムで就労する場合は、保育短時間（1日8時間）までの利用に対応します。
3号	子どもが満3歳未満	共働きの家庭	● 認定こども園 ● 保育所 ● 地域型保育事業	認定こども園及び保育所で、両親ともにフルタイムで就労する場合、又はそれに近い場合は、保育標準時間（1日11時間）までの利用に対応します。 また、両親の両方又はいずれかがパートタイムで就労する場合は、保育短時間（1日8時間）までの利用に対応します。 さらに、地域型保育事業（定員6人以上19人以下の小規模保育、定員5人以下の家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育）等で、上記と同様に対応します。

地域子ども・子育て支援事業

事業		事業概要	推計対象年齢等
①	利用者支援事業	教育・保育施設や地域の子育て支援事業などの情報提供及び必要に応じ相談・助言などを行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。 ○基本型・・・子どもや保護者の身近な場所で、教育・保育施設や子育て支援事業の利用支援、関係機関との連絡調整等を行います ○母子保健型・・・保健センター等において保健師等が情報提供や支援プランの策定等を行います	0～5 歳、1～6 年生
②	地域子育て支援拠点事業	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所（子育て支援センター等）を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。	0～2 歳
③	妊婦健康診査	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。	妊婦
④	乳児家庭全戸訪問事業	生後 4 か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境などの把握を行う事業です。	0 歳
⑤	養育支援訪問事業	要保護児童対策協議会で対応された様々な原因で子育てが困難になっている家庭に対して、家庭を訪問し、適切な養育や安定した生活基盤が整えられるよう、個々の状況に応じた相談、指導、支援を行うほか、その関連機関の専門性強化や連携強化のための取組を行う事業です。	若年の妊婦及び妊婦健康診査未受診や望まない妊娠等の妊娠期からの継続的な支援を特に必要とする家庭等
⑥	子育て短期支援事業	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設などに入所させ、必要な保護を行う事業です。 ○短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）・・・緊急一時的に児童を養育・保護する事業 ○夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）・・・平日の夜間又は休日に児童を保護する事業	0～5 歳
⑦	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かりなどの援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。	1～6 年生

事業		事業概要	推計対象年齢等
⑧	一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。	幼稚園型 3～5 歳（幼稚園在園児）
			幼稚園型以外 0～5 歳
⑨	延長保育事業	保護者の就労形態の多様化、勤務時間や就労時間の長時間化に伴う保育ニーズに対応するため、保育所等に在園する児童を、通常の保育時間を延長して保育する事業です。	0～5 歳
⑩	病児・病後児保育事業	子どもが病気又は病気の回復期にあって、集団での教育・保育や家庭での保育が困難な場合に、適切な保育環境が確保される施設で一時的に預かる事業です。	0～5 歳
⑪	放課後児童健全育成事業（児童コミュニティクラブ）	保護者が就労などにより昼間家庭にいない小学生に対して、放課後に小学校の余裕教室、児童館などを利用して適切な遊び及び生活の場を提供し、児童の健全な育成を図る事業です。	1～6 年生
⑫	実費徴収に係る補足給付を行う事業	生活保護世帯など、世帯の所得状況等を勘案して、教育・保育施設等に保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用、並びに幼児教育・保育の無償化に伴い私学助成幼稚園における給食副食費について、保護者が負担する費用の一部を国の補助制度に基づき助成する事業です。	低所得で生計が困難である保護者の子ども、小学校第 3 学年までの兄弟がいる第 3 子以降の子ども
⑬	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	幼稚園、保育所などへの民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した幼稚園、保育所などの設置又は運営を促進するための事業です。	新規参入施設等の事業者

（２）量の見込みの推計方法

各事業の量の見込みの推計は、国の「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方（改訂版）」（平成 31 年 4 月）に基づき、平成 30 年度に実施したニーズ調査結果から推計する方法と、平成 27 年度以降の各事業の実績を勘案し推計する方法があり、本市は各事業の特性に応じ、適切な方法を選択し、推計を行いました。

ニーズ調査結果から量の見込みを推計する方法

◇ 家庭類型の分類

就学前児童の保護者へのニーズ調査結果に基づき、対象となる子どもの父母の有無、就労状況を踏まえて、回答者の家庭をタイプAからタイプFまでの8種類の「家庭類型」に分類します。



◇ 各事業（教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業）の利用意向の集計

各事業（教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業）について、ニーズ調査結果に基づき、事業対象者に該当する「家庭類型」ごとに利用意向を集計します。



◇ 量の見込みの推計 = 推計児童人口 × 家庭類型 × 事業の利用意向

計画期間（令和2年度～6年度）の推計児童人口と家庭類型ごとの割合を掛け合わせ、将来の家庭類型ごとの児童人口を算出し、それに各事業の利用意向を掛け合わせることで、各事業の量の見込みを設定します。



◇ 量の見込みに対する確保方策等を設定

各事業の量の見込みに対して、どの程度の量を確保するのか、どのような供給体制を確保するのか、確保方策（提供体制の確保の内容及び実施時期）を設定します。

【参考】家庭類型の分類の仕方

父親 母親		父親不在	フルタイム （育休・介護休業中を含む）	パートタイム （育休・介護休業中を含む）			現在は就労していない 就労したことがない				
				120時間以上	64時間以上 120時間以下	64時間未満					
母親不在		タイプA									
フルタイム （育休・介護休業中を含む）											
パートタイム （育休・介護休業中を含む）	120時間以上							タイプB	タイプC	タイプC'	タイプD
	64時間以上 120時間以下							タイプC	タイプE	タイプE'	
	64時間未満	タイプC'									
現在は就労していない 就労したことがない		タイプD				タイプF					

各事業の実績を勘案し量の見込みを推計する方法

◇ 各事業の第2期計画期間の利用率の推計

平成27年度～30年度の各年度の利用率（利用者数÷対象児童人口）を計算した後、平成27年度→30年度の利用率の伸び（トレンド）や平均に基づき、第2期計画期間（令和2年度～6年度）の利用率を推計します。



◇ 量の見込みの推計 = 推計児童人口 × 事業の利用率

計画期間（令和2年度～6年度）の推計児童人口に、上記で推計した各事業の利用率を掛け合わせることで、各事業の量の見込みを推計します。



◇ 量の見込みに対する確保方策等を設定

各事業の量の見込みに対して、どの程度の量を確保するのか、どのような供給体制を確保するのか、確保方策（提供体制の確保の内容及び実施時期）を設定します。

3 教育・保育の量の見込み及び確保方策

(1) 1号認定

- 認定こども園及び幼稚園の入園を希望する満3歳以上の子どもです。
- 1日4時間程度の幼児教育を受けます。

第2期計画期間の量の見込みと確保量

区分	第2期計画				
	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み (必要定員総数)	1,336人	1,323人	1,264人	1,237人	1,210人
②確保量 (定員総数)	2,018人	2,018人	2,018人	2,018人	2,018人
認定こども園	1,668人	1,668人	1,668人	1,668人	1,668人
幼稚園	0人	0人	0人	0人	0人
私学助成を受ける幼稚園	350人	350人	350人	350人	350人
過不足(②－①)	682人	695人	754人	781人	808人

各年度4月1日時点

確保方策

1号認定は、既存の認定こども園及び幼稚園の定員の中で受け入れを図ります。

【参考】第1期計画期間の申込者数と確保量

区分	第1期計画				
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①申込者数(人)	1,483人	1,491人	1,481人	1,462人	1,350人
②確保量(定員総数)	2,326人	2,299人	2,299人	2,183人	2,123人
認定こども園	627人	829人	829人	1,012人	1,252人
幼稚園	0人	0人	0人	571人	271人
私学助成を受ける幼稚園	1,699人	1,470人	1,470人	600人	600人

各年度4月1日時点

(2) 2号認定

- 認定こども園及び保育所の入園を希望する満3歳以上の保育が必要な子どもです。
- 両親ともにフルタイムで就労する場合、又はそれに近い場合は、保育標準時間（1日11時間）までの利用ができます。
- 両親の両方又はいずれかがパートタイムで就労する場合は、保育短時間（1日8時間）までの利用ができます。

第2期計画期間の量の見込みと確保量

区分	第2期計画				
	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み (必要定員総数)	999人	989人	945人	925人	905人
②確保量 (定員総数)	1,188人	1,188人	1,188人	1,188人	1,188人
認定こども園	434人	434人	434人	434人	434人
保育所	754人	754人	754人	754人	754人
過不足(②－①)	189人	199人	243人	263人	283人

各年度4月1日時点

確保方策

2号認定は、既存の認定こども園及び保育所の定員の中で受け入れを図ります。

【参考】第1期計画期間の申込者数と確保量

区分	第1期計画				
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①申込者数(人)	794人	786人	835人	870人	921人
②確保量(定員総数)	891人	912人	912人	1,028人	1,096人
認定こども園	205人	223人	223人	289人	342人
保育所	686人	689人	689人	739人	754人

各年度4月1日時点

(3) 3号認定

- 認定こども園、保育所及び小規模保育施設の入園を希望する満3歳未満の子どもです。
- 両親ともにフルタイムで就労する場合、又はそれに近い場合は、保育標準時間（1日11時間）までの利用ができます。
- 両親の両方又はいずれかがパートタイムで就労する場合は、保育短時間（1日8時間）までの利用ができます。

◆0歳

第2期計画期間の量の見込みと確保量

区分	第2期計画				
	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み (必要定員総数)	133人	132人	131人	130人	129人
②確保量 (定員総数)	147人	147人	147人	147人	147人
認定こども園	12人	12人	12人	12人	12人
保育所	121人	121人	121人	121人	121人
小規模保育施設	14人	14人	14人	14人	14人
過不足(②－①)	14人	15人	16人	17人	18人

各年度4月1日時点

確保方策

3号認定（0歳）は、施設の定員数は需要を満たす数である一方、保育士不足等により待機児童が発生していることから、定員どおりの受け入れを行えるよう、保育士確保のための取組を進めていきます。

【参考】第1期計画期間の申込者数と確保量

区分	第1期計画				
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①申込者数(人)	85人	92人	89人	82人	98人
②確保量(定員総数)	133人	135人	140人	146人	148人
認定こども園	6人	6人	6人	6人	6人
保育所	113人	113人	113人	119人	121人
小規模保育施設	14人	16人	21人	21人	21人

各年度4月1日時点

◆ 1・2 歳

第 2 期計画期間の量の見込みと確保量等

区分	第 2 期計画				
	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①量の見込み (必要定員総数)	656 人	638 人	636 人	631 人	625 人
②確保量 (定員総数)	602 人	638 人	636 人	631 人	626 人
認定こども園	158 人	158 人	158 人	158 人	158 人
保育所	397 人	397 人	397 人	397 人	397 人
小規模保育事業	47 人	47 人	47 人	47 人	47 人
既存施設の定員見直し等	0 人	36 人	34 人	29 人	24 人
過不足 (②－①)	▲54 人	0 人	0 人	0 人	1 人

各年度 4 月 1 日時点

確保方策

市内保育所、認定こども園等の設置者と調整して定員の見直し等を実施し、1・2 歳の定員の拡充を図ります。

また、定員どおりの受け入れを行えるよう、保育士確保のための取組を進めていきます。

【参考 1】 第 1 期計画期間の申込者数と確保量

区分	第 1 期計画				
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①申込者数 (人)	505 人	487 人	555 人	614 人	581 人
②確保量 (定員総数)	473 人	490 人	504 人	566 人	579 人
認定こども園	60 人	60 人	60 人	98 人	116 人
保育所	371 人	378 人	378 人	402 人	397 人
小規模保育事業	42 人	52 人	66 人	66 人	66 人

各年度 4 月 1 日時点

【参考 2】 0～2 歳の保育利用率

区分	第 2 期計画				
	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①推計人口 (人)	2,170 人	2,123 人	2,113 人	2,095 人	2,080 人
②量の見込み (必要定員総数)	789 人	770 人	767 人	761 人	754 人
保育利用率 (②÷①)	36.4%	36.3%	36.3%	36.3%	36.3%

4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策

(1) 利用者支援事業

教育・保育施設や地域の子育て支援事業などの情報提供及び必要に応じ相談・助言などを行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

○基本型・・・子どもや保護者の身近な場所で、教育・保育施設や子育て支援事業の利用支援、関係機関との連絡調整等を行います。

○母子保健型・・・保健センター等において保健師等が情報提供や支援プランの策定等を行います。

第2期計画期間の量の見込みと確保量

区分	第2期計画				
	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み (実施か所数)	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所
②確保量 (実施か所数)	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所
基本型	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
母子保健型	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
過不足 (②－①)	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所

確保方策

母子保健法（平成 29 年 4 月）の改正に合わせ、保育所等の利用支援や関係機関との連絡調整等を実施する既存設置の「基本型」に加え、新たに子育て世代包括支援センターを開設し、主に保健師等が情報提供や支援プランの策定等を行う「母子保健型」を設置し、事業の拡充を図ります。

【参考】第1期計画期間の実施か所数

区分	第1期計画				
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①実施か所数 (実施か所数)	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
基本型	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所

(2) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所（子育て支援センター等）を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

第2期計画期間の量の見込みと確保量

区分		第2期計画				
		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み (年間延利用)		29,944 人	29,295 人	29,157 人	28,909 人	28,702 人
②確保量	(実施か所数)	10 か所	10 か所	10 か所	10 か所	10 か所
	(年間受入可能人数)	31,350 人	31,350 人	31,350 人	31,350 人	31,350 人
過不足 (②－①)		1,406 人	2,055 人	2,193 人	2,441 人	2,648 人

確保方策

令和2年度につどいの広場を1か所増設し、受け入れ人数の拡充を図ります。

【参考】第1期計画期間の利用者数と確保量

区分		第1期計画			
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
①利用者数 (年間延利用)		26,812 人	25,482 人	24,708 人	26,192 人
②確保量	(実施か所数)	9 か所	9 か所	9 か所	9 か所
	(年間受入可能人数)	29,530 人	29,530 人	29,530 人	29,530 人

(3) 妊婦健康診査事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

第2期計画期間の量の見込みと確保量

区分		第2期計画				
		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	(年間実利用者数)	723 人	717 人	711 人	705 人	701 人
	(年間延利用回数)	8,387 回	8,318 回	8,248 回	8,178 回	8,132 回
②確保量 (年間延利用回数)		10,122 回	10,038 回	9,954 回	9,870 回	9,814 回
過不足 (②－①)		1,735 回	1,720 回	1,706 回	1,692 回	1,682 回

確保方策

○引き続き、国基準の検査項目、検査回数に応じた受診が適切に行われるよう、提供体制を確保していきます。

○確保のための提供体制は以下のとおりです。

- 実施場所：各医療機関
- 実施体制：医師、助産師等
- 検査項目及び実施時期：国基準による8項目、14回

【参考】第1期計画期間の利用者数、回数と確保量

区分	第1期計画			
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
①-1 利用者数 (年間実利用者数)	815 人	802 人	796 人	769 人
①-2 健診回数 (健診回数)	9,471 回	9,111 回	9,181 回	8,944 回
②確保量 (年間延利用回数)	11,410 回	11,228 回	11,144 回	10,766 回

（４）乳児家庭全戸訪問事業

生後４か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境などの把握を行う事業です。

第２期計画期間の量の見込みと確保量

区分	第２期計画				
	令和 ２年度	令和 ３年度	令和 ４年度	令和 ５年度	令和 ６年度
①量の見込み (年間訪問乳児数)	704 人	698 人	692 人	686 人	683 人
②確保量 (年間訪問乳児数)	704 人	698 人	692 人	686 人	683 人
過不足（②－①）	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

確保方策

○引き続き、全ての乳児家庭に訪問できる体制を確保していきます。

○確保のための提供体制は以下のとおりです。

- 実施体制：保健師、助産師、民生委員・児童委員及び子育てサポーター
- 実施機関：市

【参考】第１期計画期間の年間訪問乳児数と確保量

区分	第１期計画			
	平成 ２７年度	平成 ２８年度	平成 ２９年度	平成 ３０年度
①利用者数（年間訪問乳児数）	833 人	765 人	720 人	703 人
②確保量（年間訪問乳児数）	833 人	765 人	720 人	703 人

（５）養育支援訪問事業

要保護児童対策協議会で対応された様々な原因で子育てが困難になっている家庭に対して、家庭を訪問し、適切な養育や安定した生活基盤が整えられるよう、個々の状況に応じた相談、指導、支援を行うほか、その関連機関の専門性強化や連携強化のための取組を行う事業です。

第２期計画期間の量の見込みと確保量

区分	第２期計画				
	令和 ２年度	令和 ３年度	令和 ４年度	令和 ５年度	令和 ６年度
①量の見込み （年間訪問児童数）	24 人	24 人	24 人	24 人	24 人
0 歳から 5 歳	16 人	16 人	16 人	16 人	16 人
上記以外	8 人	8 人	8 人	8 人	8 人
②確保量 （年間訪問児童数）	24 人	24 人	24 人	24 人	24 人
過不足（②－①）	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

確保方策

引き続き、要保護児童対策地域協議会を中心とした職員や地域ネットワークを構成する関係機関等の専門性強化・連携強化を図り、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応に努めます。

【参考】第１期計画期間の年間訪問数

区分	第１期計画			
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
①年間訪問児童数（人）	21 人	26 人	26 人	13 人
0 歳から 5 歳	9 人	21 人	23 人	9 人
上記以外	12 人	5 人	8 人	4 人

（６）子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ）

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設などに入所させ、必要な保護を行う事業です。

○短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）・・・緊急一時的に児童を養育・保護する事業

○夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）・・・平日の夜間又は休日に児童を保護する事業

第２期計画の方針

急な疾病等で、保護者が不在となってしまう、子どもを養育・保育することができなくなった場合の対応としては、児童相談所や乳児院で保護することとなります。

本市では、第１期計画期間と同様、緊急に養育が必要な場合は、県と調整し、児童相談所等における保護により対応していきます。

（７）子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かりなどの援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

第２期計画期間の量の見込みと確保量（就学児の利用分）

区分	第２期計画				
	令和 ２年度	令和 ３年度	令和 ４年度	令和 ５年度	令和 ６年度
①量の見込み （年間延利用者数）	942 人	930 人	923 人	914 人	907 人
②確保量 （年間延利用者数）	1,163 人	1,163 人	1,163 人	1,163 人	1,163 人
過不足（②－①）	221 人	233 人	240 人	249 人	256 人

確保方策

第１期計画における実働支援回数を確保量とし、既存の体制での受け入れを図ります。

【参考】第１期計画期間の利用者数と確保量

区分	第１期計画			
	平成 ２７年度	平成 ２８年度	平成 ２９年度	平成 ３０年度
①利用者数（年間延利用者数）	1,212 人	910 人	789 人	1,000 人
②確保量（年間延利用者数）	1,212 人	910 人	789 人	1,000 人

(8) 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

① 認定こども園及び幼稚園の在園児を対象とする一時預かり（幼稚園型）

第2期計画期間の量の見込みと確保量

区分	第2期計画				
	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み (年間延利用者数)	39,162 人	38,780 人	37,052 人	36,260 人	35,468 人
主に保育の必要性がない世帯 (1号相当)による不規則の利用	17,857 人	17,683 人	16,895 人	16,534 人	16,173 人
主に保育の必要性がある世帯 (2号相当)による定期的な利用	21,305 人	21,097 人	20,157 人	19,726 人	19,295 人
②確保量 (年間延利用者数)	39,162 人	38,780 人	37,052 人	36,260 人	35,468 人
過不足 (②－①)	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

確保方策

引き続き、既存の認定こども園及び幼稚園において受け入れを図ります。

【参考】第1期計画期間の利用者数と確保量

区分	第2期計画			
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
①利用者数 (年間延利用者数)	45,145 人	37,851 人	39,408 人	39,637 人
②確保量 (年間延利用者数)	45,145 人	37,851 人	39,408 人	39,637 人

②保育所等における一時預かり（幼稚園型以外）

第2期計画期間の量の見込みと確保量

区分	第2期計画				
	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み （年間延利用者数）	7,672 人	7,538 人	7,395 人	7,299 人	7,210 人
一時預かり事業（保育所等）	7,672 人	7,538 人	7,395 人	7,299 人	7,210 人
ファミリー・サポート・センター事業 （就学前児童）					
休日保育（トワイライトステイ）					
②確保量 （年間延利用者数）	3,111 人	4,671 人	4,671 人	7,228 人	8,662 人
一時預かり事業（保育所等）	2,249 人	3,809 人	3,809 人	6,366 人	7,800 人
ファミリー・サポート・センター事業 （就学前児童）	460 人	460 人	460 人	460 人	460 人
休日保育（トワイライトステイ）	402 人	402 人	402 人	402 人	402 人
過不足（②－①）	▲4,561 人	▲2,867 人	▲2,724 人	▲71 人	1,452 人

確保方策

突発的に保育が必要となった保護者が、いつでも安心して利用できるよう、毎日預かりを実施する施設の確保に向けて、民間保育所等の設置者と協議していきます。

また、公立保育所においても、一時預かり事業の実施を図ります。

【参考】第1期計画期間の利用者数と確保量

区分	第1期計画			
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
①利用者数（年間延利用者数）	3,561 人	2,608 人	2,978 人	2,015 人
一時預かり事業（保育所等）	2,994 人	1,788 人	2,498 人	1,714 人
ファミリー・サポート・センター事業 （就学前児童）	481 人	729 人	360 人	268 人
休日保育（トワイライトステイ）	86 人	91 人	120 人	33 人
②確保量（年間延利用者数）	4,867 人	3,411 人	4,086 人	2,950 人
一時預かり事業（保育所等）	3,984 人	2,280 人	3,324 人	2,280 人
ファミリー・サポート・センター事業 （就学前児童）	481 人	729 人	360 人	268 人
休日保育（トワイライトステイ）	402 人	402 人	402 人	402 人

（９）延長保育事業

保護者の就労形態の多様化、勤務時間や就労時間の長時間化に伴う保育ニーズに対応するため、保育所等に在園する児童を、通常の保育時間を延長して保育する事業です。

第２期計画期間の量の見込みと確保量

区分	第２期計画				
	令和 ２年度	令和 ３年度	令和 ４年度	令和 ５年度	令和 ６年度
①量の見込み （年間実利用者数）	1,103 人	1,085 人	1,056 人	1,040 人	1,024 人
②確保量 （年間実利用者数）	1,103 人	1,085 人	1,056 人	1,040 人	1,024 人
過不足（②－①）	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

確保方策

引き続き、既存の認定こども園及び保育所において受け入れを図ります。

【参考】第１期計画期間の利用者数と確保量

区分	第１期計画			
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
①利用者数（年間実利用者数）	836 人	782 人	888 人	918 人
②確保量（年間実利用者数）	836 人	782 人	888 人	918 人

(10) 病児・病後児保育事業

子どもが病気又は病気の回復期にあって、集団での教育・保育や家庭での保育が困難な場合に、適切な保育環境が確保される施設で一時的に預かる事業です。

第2期計画期間の量の見込みと確保量

区分	第2期計画				
	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み (年間延利用者数)	1,000 人	985 人	963 人	949 人	936 人
就学前児童	856 人	843 人	822 人	809 人	797 人
就学児童	144 人	142 人	141 人	140 人	139 人
②確保量 (年間延利用者数)	1,464 人	1,464 人	1,464 人	1,464 人	1,464 人
過不足 (②－①)	464 人	479 人	501 人	515 人	528 人

確保方策

引き続き、既存の実施体制において受け入れを図ります。

【参考】第1期計画期間の利用者数と確保量

区分	第1期計画			
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
①利用者数 (年間延利用者数)	387 人	378 人	348 人	324 人
就学前児童	344 人	341 人	316 人	298 人
就学児童	43 人	37 人	32 人	26 人
②確保量 (年間延利用者数)	1,464 人	1,464 人	1,464 人	1,464 人

(11) 放課後児童健全育成事業（児童コミュニティクラブ）

保護者が就労などにより昼間家庭にいない小学生に対して、放課後に小学校の余裕教室、児童館などを利用して適切な遊び及び生活の場を提供し、児童の健全な育成を図る事業です。

第2期計画期間の量の見込みと確保量

区分	第2期計画				
	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み (年間利用者数)	937 人	929 人	919 人	901 人	894 人
1年生	259 人	257 人	254 人	246 人	244 人
2年生	244 人	243 人	239 人	232 人	230 人
3年生	216 人	215 人	212 人	206 人	204 人
4年生	150 人	147 人	147 人	149 人	148 人
5年生	55 人	54 人	54 人	55 人	55 人
6年生	13 人	13 人	13 人	13 人	13 人
②確保量 (年間利用者数)	928 人	968 人	1,008 人	1,048 人	1,088 人
実施か所数	10 か所	10 か所	10 か所	10 か所	10 か所
利用人数	928 人	968 人	1,008 人	1,048 人	1,088 人
過不足 (②－①)	▲9 人	39 人	89 人	147 人	194 人

確保方策

市全体としては、現在の確保量で令和4年度以降は需要を満たす見込みですが、小学校区単位でみると、成瀬中学校区域内の3つの小学校において不足が見込まれるため、次の確保方策を検討します。

- 支援員の確保、教室の確保、民間による新規整備を図ります。
- 新規整備については、学校敷地外への整備や、小学校区ではなく成瀬中学校区域全体で考えて整備し区域内小学校区をまかなう方法も検討します。

第2期計画期間の量の見込みと確保量（小学校区単位）

【伊勢原小学校】

年間利用者数	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
1年生	27人	30人	36人	29人	36人
2年生	31人	25人	27人	33人	27人
3年生	23人	27人	22人	24人	29人
4年生	19人	15人	19人	15人	17人
5年生	6人	7人	6人	7人	6人
6年生	2人	2人	2人	1人	2人
①量の見込み	108人	106人	112人	109人	117人
②確保量	126人	126人	126人	126人	126人
過不足（②－①）	18人	20人	14人	17人	9人

【大山小学校】

年間利用者数	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
1年生	2人	1人	2人	2人	1人
2年生	2人	1人	1人	2人	2人
3年生	1人	2人	1人	1人	2人
4年生	2人	1人	1人	1人	1人
5年生	1人	1人	0人	0人	0人
6年生	0人	0人	0人	0人	0人
①量の見込み	8人	6人	5人	6人	6人
②確保量	20人	20人	20人	20人	20人
過不足（②－①）	12人	14人	15人	14人	14人

【高部屋小学校】

年間利用者数	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
1年生	22人	19人	20人	19人	18人
2年生	20人	20人	18人	19人	18人
3年生	20人	18人	18人	15人	16人
4年生	13人	14人	12人	12人	11人
5年生	5人	5人	5人	5人	5人
6年生	1人	1人	1人	1人	1人
①量の見込み	81人	77人	74人	71人	69人
②確保量	86人	86人	86人	86人	86人
過不足（②－①）	5人	9人	12人	15人	17人

【比々多小学校】

年間利用者数	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
1年生	35人	31人	34人	26人	28人
2年生	30人	32人	29人	31人	24人
3年生	27人	26人	28人	25人	27人
4年生	18人	18人	18人	20人	18人
5年生	7人	7人	7人	7人	7人
6年生	2人	2人	2人	2人	2人
①量の見込み	119人	116人	118人	111人	106人
②確保量	125人	125人	125人	125人	125人
過不足 (②－①)	6人	9人	7人	14人	19人

【成瀬小学校】

年間利用者数	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
1年生	39人	47人	41人	39人	34人
2年生	38人	39人	43人	36人	38人
3年生	37人	34人	33人	37人	34人
4年生	22人	26人	23人	23人	26人
5年生	8人	7人	10人	9人	8人
6年生	2人	2人	3人	3人	2人
①量の見込み	146人	155人	153人	147人	142人
②確保量	81人	81人	121人	121人	161人
過不足 (②－①)	▲65人	▲74人	▲32人	▲26人	19人

【大田小学校】

年間利用者数	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
1年生	22人	20人	21人	23人	19人
2年生	27人	21人	19人	19人	21人
3年生	25人	24人	18人	16人	17人
4年生	14人	17人	16人	13人	12人
5年生	5人	5人	6人	6人	5人
6年生	1人	1人	1人	1人	1人
①量の見込み	94人	88人	81人	78人	75人
②確保量	104人	104人	104人	104人	104人
過不足 (②－①)	10人	16人	23人	26人	29人

【桜台小学校】

年間利用者数	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
1年生	33人	35人	35人	39人	40人
2年生	26人	31人	33人	32人	36人
3年生	32人	23人	27人	28人	28人
4年生	17人	22人	16人	19人	20人
5年生	7人	6人	8人	6人	7人
6年生	2人	2人	1人	2人	1人
①量の見込み	117人	119人	120人	126人	132人
②確保量	150人	150人	150人	150人	150人
過不足 (②－①)	33人	31人	30人	24人	18人

【緑台小学校】

年間利用者数	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
1年生	20人	19人	18人	19人	19人
2年生	18人	19人	18人	17人	18人
3年生	14人	16人	17人	16人	14人
4年生	12人	9人	11人	12人	11人
5年生	4人	4人	3人	4人	4人
6年生	1人	1人	1人	1人	1人
①量の見込み	69人	68人	68人	69人	67人
②確保量	38人	78人	78人	78人	78人
過不足 (②－①)	▲31人	10人	10人	9人	11人

【竹園小学校】

年間利用者数	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
1年生	28人	19人	19人	17人	19人
2年生	23人	26人	18人	17人	16人
3年生	18人	20人	23人	15人	15人
4年生	17人	12人	14人	16人	11人
5年生	6人	6人	4人	5人	6人
6年生	1人	1人	1人	1人	1人
①量の見込み	93人	84人	79人	71人	68人
②確保量	113人	113人	113人	113人	113人
過不足 (②－①)	20人	29人	34人	42人	45人

【石田小学校】

年間利用者数	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
1年生	31人	36人	28人	33人	30人
2年生	29人	29人	33人	26人	30人
3年生	19人	25人	25人	29人	22人
4年生	16人	13人	17人	18人	21人
5年生	6人	6人	5人	6人	7人
6年生	1人	1人	1人	1人	2人
①量の見込み	102人	110人	109人	113人	112人
②確保量	85人	85人	85人	125人	125人
過不足（②－①）	▲17人	▲25人	▲24人	12人	13人

【参考】第1期計画期間の申込者数と確保量

区分	第1期計画				
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①申込者数（人）	793人	819人	818人	926人	959人
1年生	236人	232人	186人	279人	279人
2年生	217人	219人	229人	187人	269人
3年生	163人	187人	198人	204人	166人
4年生	120人	110人	121人	152人	153人
5年生	47人	52人	59人	66人	64人
6年生	10人	19人	25人	38人	28人
②確保量（年間利用者数）	946人	911人	944人	928人	928人

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

生活保護世帯など、世帯の所得状況等を勘案して、教育・保育施設等に保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用、並びに幼児教育・保育の無償化に伴い私学助成を受ける幼稚園における給食副食費について、保護者が負担する費用の一部を国の補助制度に基づき助成する事業です。

第2期計画期間の量の見込みと確保量

区分	第2期計画				
	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み (年間延利用者数)	55人	55人	53人	52人	51人
教材費等	16人	16人	16人	16人	16人
副食材料費	39人	39人	37人	36人	35人
②確保量 (年間延利用者数)	55人	55人	53人	52人	51人
教材費等	16人	16人	16人	16人	16人
副食材料費	39人	39人	37人	36人	35人
過不足 (②－①)	0人	0人	0人	0人	0人

確保方策

補助が必要な全ての世帯への助成ができるよう対象者の把握と必要な給付に努めます。

【参考】第1期計画期間の支給対象者数

区分	第1期計画			
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
①支給対象者 (年間延利用者数)	18人	14人	14人	17人

（13）多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

幼稚園、保育所などへの民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した幼稚園、保育所などの設置又は運営を促進するための事業です。なお、本事業は、第1期計画期間は未実施です。

第2期計画の方針

本事業は、新規参入等を促進するにあたり、必要に応じて実施を検討します。

5 教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保

認定こども園は、幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化などによらず、柔軟に、子どもを受け入れられる施設であることから、その普及促進は新制度の大きな目的の一つとなっています。

本市では、第1期計画期間において幼稚園の認定こども園への移行が進み、今後、安定した運営が行えるよう必要な支援を行うとともに、利用者に対して認定こども園の理解を深めるための周知に努めます。

また、幼児期の教育・保育の充実とともに、接続時の円滑な連携が図られるよう、地域型保育事業と幼稚園、保育所、認定こども園、そして小学校との関係強化について推進します。

6 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

国の幼児教育・保育の無償化（令和元年10月）に伴い、私学助成を受ける幼稚園や認可外保育施設等を利用する市民が無償化の対象となるためには、「子育てのための施設等利用給付認定」を受ける必要があります。本市は、公正かつ円滑な支給ができるよう、保護者の利便性等を勘案しつつ、適切な給付方法を検討し、実施していきます。

また、施設の確認や公示、指導監査等にあたっては、施設等の所在、運営状況、監査状況等の情報提供、立入調査への同行、関係法令に基づく是正指導等について、神奈川県に協力を要請しながら適正な制度運営が図られるよう努めていきます。

第6章 計画の推進

本計画の進捗状況を適切に管理するため、公募による子育て当事者、幼稚園・保育所の関係者、学識経験者などで構成する「伊勢原市子ども・子育て会議」において、基本目標、個別事業ごとに毎年度点検、評価を行うこととします。

なお、点検、評価の基準については、市民にとって分かりやすい基準となるよう、必要な見直しを図ります。

また、PDCA サイクルに基づき、年度ごとに事業の進行管理を行いながら、その時々課題に対応した事業の方向性について、伊勢原市子ども・子育て会議の意見を聴き必要に応じて見直すものとし、個別事業の評価結果については、広く市民に公表し、透明性を図ることとします。

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業については、必要に応じて中間年度に量の見込みと確保の方策を見直し、計画の修正を行う予定とします。

PDCA



資料編

1 策定経過

年月日	策定経過	内容
平成 30 年 10 月 30 日	第 22 回伊勢原市 子ども・子育て会議	● 伊勢原市子ども・子育て支援事業計画について ● 教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みに係るニーズ調査について
平成 30 年 11 月 16 日 ～12 月 10 日	子ども・子育てに関するアンケート調査	● 未就学児童を養育する保護者調査（配布数 5,171、回収数 3,274、回収率 63.3%） ● 小学校低学年児童を養育する保護者調査（配布数 798、回収数 529、回収率 66.3%）
平成 31 年 2 月 8 日	第 23 回伊勢原市 子ども・子育て会議	● 子ども・子育て支援事業計画の進行管理について ● 平成 31 年度利用定員の設定・変更について ● 子ども・子育てに関するアンケート調査結果速報について
令和元年 7 月 30 日	第 24 回伊勢原市 子ども・子育て会議	● 第 2 期伊勢原市子ども・子育て支援事業計画の量の見込み（素案）と確保方策について
令和元年 8 月 28 日	第 25 回伊勢原市 子ども・子育て会議	● 第 2 期伊勢原市子ども・子育て支援事業計画骨子（案）について ● 第 2 期伊勢原市子ども・子育て支援事業計画の量の見込みと確保方策について【教育・保育（第 24 回継続審議）】 ● 第 2 期伊勢原市子ども・子育て支援事業計画の量の見込みと確保方策について【地域子ども・子育て支援事業】
令和元年 10 月 2 日	第 26 回伊勢原市 子ども・子育て会議	● 第 2 期伊勢原市子ども・子育て支援事業計画の個別事業について ● 第 2 期伊勢原市子ども・子育て支援事業計画の事業評価について
令和元年 10 月 30 日	第 27 回伊勢原市 子ども・子育て会議	● 第 2 期伊勢原市子ども・子育て支援事業計画（素案）について
令和元年 12 月 2 日 ～12 月 27 日	パブリックコメント	● 第 2 期伊勢原市子ども・子育て支援事業計画（案）の市民意見の募集
令和 2 年 1 月 21 日	第 28 回伊勢原市 子ども・子育て会議	● 第 2 期伊勢原市子ども・子育て支援事業計画（案）のパブリックコメントの結果について ● 第 2 期伊勢原市子ども・子育て支援事業計画（最終案）について ● 伊勢原市子ども・子育て支援事業計画の平成 30 年度実績について ● 令和 2 年度利用定員の設定・変更について

2 伊勢原市子ども・子育て会議条例

平成25年7月4日

条例第19号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、伊勢原市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 子育て会議は、法第77条第1項各号に掲げる事項を処理するものとする。

(組織)

第3条 子育て会議は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関し学識経験のある者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第5条 市長は、子育て会議に特別の事項を調査審議させるため必要があると認めるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 臨時委員は、市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱する。

3 臨時委員の任期は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときまでとする。

(会長及び副会長)

第6条 子育て会議に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長は委員の互選によって定め、副会長は委員のうちから、会長が指名する。

3 会長は、子育て会議を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 子育て会議の会議は、会長が招集する。ただし、会長及び副会長が選出されていないときは、市長が行う。

2 子育て会議の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 子育て会議の会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 特別の事項について子育て会議の会議を開き、議決を行う場合には、当該特別の事項に係る臨時委員は、前2項の規定の適用については、委員とみなす。

(部会)

第8条 子育て会議に、部会を置くことができる。

- 2 部会は、会長が指名する委員又は臨時委員をもって組織する。
- 3 部会に部会長を置き、会長が指名する。
- 4 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、会長の指名する部会の委員が、その職務を代理する。
- 5 第6条第3項の規定は部会長の職務について、前条（第1項ただし書及び第4項を除く。）の規定は部会の会議について、それぞれ準用する。この場合において、第6条第3項及び前条第1項本文中「会長」とあるのは「部会長」と、第6条第3項及び前条中「子育て会議」とあるのは「部会」と、同条第2項及び第3項中「委員」とあるのは「部会の委員及び臨時委員」と読み替えるものとする。

（関係者の出席等）

第9条 会長又は部会長は、それぞれ子育て会議又は部会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第10条 子育て会議の庶務は、子ども子育て制度計画主管課において処理する。

（委任）

第11条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子育て会議に諮って定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（伊勢原市附属機関に関する条例の一部改正）

- 2 伊勢原市附属機関に関する条例（昭和41年伊勢原市条例第5号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

（伊勢原市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

- 3 伊勢原市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和49年伊勢原市条例第21号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

3 伊勢原市子ども・子育て会議委員名簿

委員名	所属・役職等	推薦団体	備考
宮川 進	伊勢原市社会福祉協議会 会長	伊勢原市社会福祉協議会	会長
高橋 静江	伊勢原市民生委員児童委員 主任児童委員	伊勢原市民生委員児童委員 協議会	～令和2年 1月8日
田中 智子	伊勢原市民生委員児童委員 主任児童委員		
佐伯 妙有	学校法人光明学院 伊勢原ひかり幼稚園 園長	伊勢原市私立幼稚園協会	
小山 直久	学校法人山王学園 理事長 伊勢原山王幼稚園		
石井 誠一	社会福祉法人誠和福祉会 理事長 伊勢原愛児園 園長	伊勢原市保育協議会	副会長
萩原 敬三	社会福祉法人大原福祉会 理事長 大原保育園 園長		
安武 敬子	認定 NPO 法人地域福祉を考える会 理事 児童コミュニティークラブ代表	認定 NPO 法人地域福祉を 考える会	令和2年 1月21日 ～
大田 正昭	伊勢原市商工会 理事 有限会社友和工業 代表取締役	伊勢原市商工会	
能條 公夫	伊勢原市立成瀬小学校 校長	伊勢原市小学校長会	
大田 愛	伊勢原市 PTA 連絡協議会 情報委員長	伊勢原市 PTA 連絡協議会	
菅野 和恵	東海大学 健康学部 健康マネジメント学科 准教授	東海大学	
青木 紀彦	公募委員	—	
多田 めぐみ	公募委員	—	～令和2年 1月8日
魚見 なつみ	公募委員	—	

第2期伊勢原市子ども・子育て支援事業計画（令和2年度～令和6年度）

発 行 令和2年3月
発行者 〒259-1188 伊勢原市田中 348 番地
 伊 勢 原 市
編 集 子ども部 子ども育成課
電 話 0463-94-4638



©伊勢原市